

決算特別委員会

平成24年9月19日・20日・21日

葛城市議会

市民生活部長	生	野	吉	秀
市民窓口課主幹	西	川	佳	嗣
保険課長	中	嶋	卓	也
環境課長	大	谷		肇
新炉建設準備室長	芳	野	隆	一
新庄クリーンセンター所長	増	井	良	之
當麻クリーンセンター所長	高	橋	一	馬
人権政策課長	川	井	高	久
保健福祉部長	吉	川	光	俊
社会福祉課長	西	川	佳	伸
長寿福祉課長	門	口	尚	弘
子育て福祉課長	岡		幸	子
健康増進課長	水	原	正	義
都市整備部長	矢	間	孝	司
都市整備部理事	中		裕	晃
都市計画課長	松	村	吉	章
建設課長	石	田	勝	則
産業観光部長	吉	川	正	隆
農林課長	池	原	博	文
商工観光課長	下	村	喜	代博
教育部長	中	嶋	正	英
中央公民館長	辻		一	成
体育振興課長	西	川	博	史
会計管理者	山	岡	加	代子

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	寺	田		馨
書記	西	川	育	子
書記	西	川	雅	大
書記	山	岡		晋

7. 付 議 事 件

- 認第1号 平成23年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成23年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成23年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成23年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について

- 認第6号 平成23年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成23年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成23年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成23年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

寺田委員長 それでは、決算特別委員会を開会したいと思います。ただいまの出席委員は8名でございまして定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、ちょっと一言あいさつをさせていただきたいと思います。

委員の皆さんには早朝よりお忙しいところご出席いただきまして、本当にありがとうございます。本日より3日間という議会運営委員会で決めさせていただいた日程でございますので、その3日間で私の気持ちとしては終わりたいと思いますので、委員の皆さん格段のご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それから、委員外議員のご出席がありまして、川西議員、それから春木議員ということでございます。よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それでは、一般の傍聴についてお諮りいたします。本委員会におきまして一般の傍聴を許可することとし、また審議が長時間にわたるため、会議中の入退出についても許可することといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴及び会議中の入退室の許可をいたします。

(傍聴者入室)

寺田委員長 なお、発言される場合は、挙手をいただき、指名をいたしますので、必ずマイクの発言ボタンを押してから立っていただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切りかえるようお願いしたいと思います。

ここで、決算特別委員会の開会に当たりまして、事前に進行及び審議方法について確認したいと思います。

まず、審議の順につきましては、お手元への配付の次第書に記載の順で1議案ごと上程し、採決まで行います。質問項目は、1回につき1人3問といたします。質疑の回数制限は今まで同様行いませんが、私の意向といたしましては、1問につき3回ぐらいで委員の方にまとめていただきたいということでお願いしたいと思います。これは、理事者側にもお願いしたいと思います。簡単明瞭に私たちにもわかりやすくご説明を願いたいと思います。議事の進行上、ご協力をよろしくお願いしたいと思います。

それから、質問される方は、委員長が、私が指名いたしますが、関連質問である場合は、これを優先したいと思います。質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は議事進行上謹んでいただきますようお願いいたします。これも、私の方からその都度ある程度お願いすることもございますので、委員の皆さんよろしくお願いしたいと思います。

また、質問される場合は、決算書のページ数及び款項目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。委員会を進めるに当たりまして、時間配分の目安として、お手元にお配りいたしております決算特別委員会審議方法に従って進めてまいりたいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

次に、各会計の審査方法であります。一般会計決算につきましては、まず歳出1款及び2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。続いて同様に、3款、4款、次に5

款、6款、そして7款から歳出の最後まで行いたいと思います。続きまして、歳入は一括で行います。その後、総括質疑、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般にかかりますようよろしくご留意くださいますようお願いしたいと思います。特別会計決算につきましては、歳出・歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、討論、採決を行います。なお、水道事業会計決算につきましては、歳入から行い、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承お願いしたいと思います。

理事者側におきましては、委員長が指名、私が指名した後、答弁者は必ず所属役職名と氏名を言っていただき、的確な答弁をお願いいたします。

なお、答弁者につきましては、部長及び担当課長でお願いしたいと思います。これは、私先ほど申しましたように、何回も言うて失礼ですが、簡単明瞭にわかりやすく皆さんに説明していただきたいということで、再度お願いしたいと思います。

何か、これらのことに、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 意見がないようですので、そのように委員会運営を行いたいと思います。よろしくご承願したいと思います。

それでは、議案審査に移りたいと思います。

認第1号、平成23年度葛城市一般会計決算の認定についてを議題といたします。

まず、歳出の1款議会費及び2款総務費の説明を求めたいと思います。

山岡会計管理者。

山岡会計管理者 おはようございます。会計管理者の山岡でございます。よろしく申し上げます。

それでは、平成23年度一般会計の概要につきまして、お手元の歳入・歳出決算書3ページの実質収支に関する調書でもって説明させていただきます。1,000円未満を四捨五入しておりますので、あらかじめご了承ください。

歳入総額141億1,870万2,000円、歳出総額132億4,887万8,000円でございます。歳入歳出差引額といたしまして8億6,982万4,000円の余剰金がありました。翌年度に継続費通次繰越分と繰越明許費繰越分を合わせて8,367万9,000円を繰越いたしますので、実質収支額といたしましては7億8,614万5,000円となります。

続きまして、34ページより事項別明細書の歳出の説明を申し上げます。34ページをお開きください。

なお、説明につきましては備考欄に記載しておりますので、ご了承賜りたいと存じます。

左から、款、項、目、予算現額、節、支出済額、不用額、備考となっております。

では、1款議会費につきましては、全体の支出済額といたしまして2億2,793万1,051円でございます。主なものといたしましては、1節の報酬8,148万円でございます。

次に、2款総務費では、全体の支出済額といたしまして10億4,459万746円でございます。1項総務管理費1目一般管理費では、5億517万7,863円の支出でございます。めくっていただきまして36ページ、主なものといたしまして、11節の需用費で922万1,102円、13節委託料1,387万9,726円、14節使用料及び賃借料715万6,510円でございます。

めくっていただきまして38ページ、2目文書広報費では694万1,138円の支出でございます。主なものといたしまして、11節需用費665万193円でございます。

次に、3目会計管理費では533万5,568円の支出でございます。

次に、4目財産管理費では5,950万7,450円の支出でございます。主なものといたしまして、11節需用費2,479万2,067円、13節委託料1,968万4,172円でございます。

めくっていただきまして、40ページ、5目電子計算費では5,316万1,980円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料で4,389万4,494円でございます。

次に、6目地域情報化推進費では2,280万3,515円の支出でございます。主なものといたしまして、14節使用料及び賃借料で915万3,413円でございます。

次に、7目交通安全対策費では1,567万5,372円の支出でございます。主なものといたしまして、15節の工事請負費で1,043万8,050円でございます。

次に、8目自治振興費では8,161万217円の支出でございます。主なものといたしましては、8節の報償費で880万円、11節需用費で1,701万4,212円、めくっていただきまして42ページ、19節負担金補助及び交付金で4,780万8,311円でございます。

次に、9目企画費では350万8,534円の支出でございます。

次に、10目公平委員会費では6万3,500円の支出でございます。

次に、11目防災行政無線管理費では443万7,760円の支出でございます。主なものといたしまして、18節備品購入費で310万8,000円でございます。

めくっていただきまして、44ページ、2項徴税费、1目税務総務費では1億3,045万5,389円の支出でございます。次に、2目賦課徴収費では3,281万68円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料で2,084万7,072円でございます。

めくっていただきまして、46ページ、3目過年度支出金では23節の償還金利息及び割引料で823万6,638円の支出でございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費では6,987万8,373円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料で527万2,260円、14節使用料及び賃借料で933万3,135円でございます。

次に、4項1目人権啓発費では2,722万9,410円の支出でございます。主なものといたしまして、11節需用費で188万3,240円でございます。

めくっていただきまして、48ページ、5項選挙費、1目選挙管理委員会費では129万921円の支出でございます。

次に、2目選挙啓発費では4,252円の支出でございます。次に、3目知事及び県議会議員選挙費では1,308万576円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料で207万6,400円でございます。

次に、4目大和平野土地改良区総代選挙費で27万9,347円の支出でございます。

めくっていただきまして50ページ、5目農業委員会委員選挙費では28万1,503円の支出でございます。

次に、6項統計調査費、1目統計調査総務費では90万6,000円の支出でございます。

次に、2目基幹統計費では107万1,625円の支出でございます。

次に、7項1目監査委員費では84万3,747円の支出でございます。

以上で、1款議会費、2款総務費の説明を終わります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

寺田委員長 それでは、ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 皆さん、おはようございます。ただいま委員長からございましたように、簡単明瞭に質疑をさせていただきます。

まず、それぞれの議会費はともかくとして総務費のそれぞれの事業に対して質疑をさせていただく前に、全体的にこの成果報告書に基づいて質問をさせていただきます。まず、この成果報告書で行きますと、3ページにこの歳出の今回、今ご説明いただきました議会費及び総務費の金額が提示をされておりますが、先ほどご説明がございました総務費につきましては、全体的に支出済額が10億4,459万円ということで、これは、昨年平成22年度の決算で行きますと11億2,920万円ということで、人件費等の縮減等によって数字は少なくなっているわけでございますけれども、逆にこの一番右側の不用額につきまして、その平成22年度11億2,920万円支出済みをされた中で不用額が3,967万円だった、今回が10億4,459万円の支出済額であるによって、不用額が約1,000万円ふえて4,975万円になっているということですよ。この辺のところ、全体的にどのような予算編成をされた上で実際事業を行った中で、昨年の決算に比べれば約1億円ほど支出済みが下回っているにもかかわらず、不用額の方が逆にふえているというようなことでございますので、この辺のところを少し大枠の説明をまずしていただければなど、このように思います。

寺田委員長 わかりました。理事者側。

山本総務財政課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま朝岡委員の方より全体的な予算編成と決算の中の乖離と申しますか、その辺のところのご質問でございました。当初予算につきましては、基金繰入、こちらにつきまして4億7,000万円余りを繰り入れた中で147億8,200万円ということで予算編成させていただいたところがございます。この平成23年度決算と申しますのは、もちろん当初予算、平成23年度の当初予算、それと平成22年度から平成23年度に繰越いたしました4億9,000万円余りの分が重なった中で決算を調整しておるところでございます。ご指摘のように、決算額につきましては132億4,800万円という形になったわけでございます。平成23年度より平成24年度に繰越すべき財源といたしまして繰越明許費、継続費合わせて9億7,944万5,000円を繰越しさせていただいたところございまして、残る7億4,175万8,438円については不用額という形で残ったところでございます。この不用額につきまして、この中で平成22年度から平成23年度に繰越した予算の中で約5,000万円余りが不用となっておりますものも含まれておると、この中にはまず1点目といたしまして。それと平成23年度の現計予算の中で約7億弱が不用と

なっております、こういうことでございます。先ほど1億ほどとおっしゃっていた中身的にはそういう内容がございます。それと、あとは特に不用で高いのが民生費、扶助費と当初予算ベースで。

寺田委員長 ちょっと、課長。朝岡委員の質問にちょっとずれとると思いますんで、総体的にどうなったかと総論を言うてくれということで、まだ各論まで入ってないんで、総論の話で、総務費の。もう一遍朝岡委員、お願いします。

朝岡委員 今、山本課長から全体的に説明をいただいて、それもようわかりまして、7億4,100万円ほど不用額が出ているというのは全体的にですよね。今回は議会費と総務費のその説明を受けての質疑ですので、その中で議会費はともかくとして総務費が先ほどから私言いましたように、本年度の方が支出済みが少ないのに不用額が1,000万円ふえていると、去年に比べれば決算の。確かにこれ、成果表の3ページ、平成22年度の成果表でいっても3ページ、これ見比べてみると、平成22年度は3,967万7,159円が不用額やったと、けども、今年、今年というかこの平成23年度の決算を終えて10億4,400万円ほどの支出済みがあったけれども、4,900万円ほど不用額があるということは、昨年の決算に比べて1,000万円ほど不用額がふえているわけですね。全体的にはおっしゃっているように7億4,100万円と継続費、繰越費を含めて平成22年度は6億1,800万円の不用額があって、これはそのご説明のとおりなんですけど、その総務の中で執行率95.5%という中で支出済みが平成22年度よりも少ないというのは、これ人件費も実際翌4ページも見ていただいたら、職員数も総務関係、税務関係等でマイナス4名ということになっていますから、これは人件費も当然この支出済みの中に含まれる中では軽減されているということは大体わかるんですけども、不用額が何で1,000万円ふえとんのかなというのがちょっと説明を全体的な中で見ていただいて、こういう費用が要りませんでしてんというようなことであればそれはそれでいいんですけども、そういう意味の質問やったんです。

寺田委員長 理解できましたか。

朝岡委員 あれだったら、またあとでもよろしいですよ。それを全部聞いた上で1個ずつ行こうかなと思うてたんですけど、それはそれでいいです。ほんなら、次の方。

山下市長 これは、本部の中でも、うちで管理している分とで企画で管理している分とでわたるものなんで、だから一遍にこれやという形では。総務費ではこれやという形では答えられへんというのが、もう個別にやったら答えられるけれども、総務費として何でねんというのは。

朝岡委員 そうですか。

寺田委員長 ちょっと朝岡委員、ちょっと私の方から言いますけど、1,000万円の不用額が出てのやろう。

(「ふえている」の声あり)

寺田委員長 ふえてんのやろ。要するに不用額ふえとるわけやんか、だからそういうことについての中身は言えるやろう。

山下市長 いや、いや。言われへんことじゃなくて、それぞれ個別になるということやから。

寺田委員長 いや個別でも構へん。一応説明して下さい。それで、後もし朝岡委員がわからん場合は

朝岡委員にお願いして、後日また報告してもらうようにしてもらいますわ。

朝岡委員 選挙費とか農業委員会費だろうかと思うんですけども、そこらね。

寺田委員長 課長。

山本総務財政課長 再度お答えいたします。市長が申されたように、総務費の中には数課がございます。その中で、まず昨年度よりも比較で8,400万円ほど減ってんのは、大きくは退職手当の特別負担金、これが5,700万円減っておると、これが現状でございます。それと、総務費の中で不用、選挙費でございます。こちらにつきまして、昨年度平成22年度、23年度にまたがって、知事及び県議会議員選挙費ございました。その中で、予算的には1,735万8,000円見ておったんですけども、実際1,308万576円ということで、不用額427万7,000円初め、平成23年度は大和平野の土地改良区総代選挙、また農業委員会の選挙費用等々ございまして、選挙費合わせまして936万7,401円の不用と、こういうことでございます。執行して残って農業委員と大和平野土地改良区については無投票ということで、ほとんど要らなかったという、これが大きな要因でございます。

以上でございます。

寺田委員長 吉村課長。

吉村人事課長 人事課長の吉村でございます。人件費につきましての増減の理由を説明させていただきます。35ページをごらんいただきたいと思っております。一般管理費の給料におきましては366円の不用額でございます。3節の職員手当等につきましては、269万325円の不用額になっております。

一般管理費におきましては、不用額につきましては以上でございます。

寺田委員長 朝岡委員、そんでよろしいですか。よろしいか。

朝岡委員。

朝岡委員 それぞれの所管の課長からご説明いただき、大きくは農業委員会やそれぞれ各県会議員、知事等の選挙の費用で予算計上していたけれども、実際は選挙が行われなかったとか、また費用が予算の計上された額よりも執行された額が少なくて約900万円とおっしゃったんですね。大体それでよくわかりました。それで総務費全体としては支出済みが少なかったけれども、そういった不用額があつて、平成22年度に比べて1,000万円ほど不用額がふえたと、こういうような理解でいいわけですね。わかりました。

寺田委員長 ほかに。

白石委員。

白石委員 35ページの総務費、総務管理費、一般管理費、いわゆるこの人件費等について順次お伺いをしてまいりたいと、このように思います。まずこの人件費については合併以来、この合併後の職員の給料の問題、更に両町の格差の問題等が議論をされてまいりました。議論の端緒として、まず恒例でありますけれども、本市のラスパイレス指数は平成23年度はどのような状況になっているか、それは奈良県12市のうち何位に当たるか、また39市町村のうち何位に当たるかお伺いをしたいということとともに、この間は予算決算毎回給料の改善いうことで取り上げてまいりましたけれども、平成23年度における改善の取り組みについてご報告をい

ただきたいと、このように思います。

寺田委員長 よろしいか。

白石委員 もう一つぐらい行く。

寺田委員長 3つまで行ってください。

白石委員 3つまでいいですか。次に、これも職員の労働条件というか、働く意欲を持って取り組めるという点でお伺いをしておきたいと思うんですが、有給休暇の平成23年度の取得率についてお伺いをしておきたい、このように思います。それから、男女共同参画基本計画に基づいて、この間平成21年の3月にこの計画が策定されたわけでありましたが、平成23年度の取り組みをまず第一にお伺いをしたいということと、それぞれ目標値を持って取り組まれている部分があります。計画推進のための目標というか、指針いう目標値ということですね。数値のある分についてお伺いをしたいと思いますけれども、男は仕事、女は家庭という考え方に同感しない市民意識の割合を、平成20年度の現状、女性が39.8%、男性が30.8%であったものを、平成34年には50%を越えると、こういうことであったり、社会全体で平等であると答える、こういう人の割合をふやしていこうということで、これも平成20年の時点では女性が7.2%、男性が20%ということですけど、これを50%に上げるという、そういう目標値、更に審議会等への女性の登用率、更に市役所における女性管理職の割合、市の男性職員の育児休暇の取得者数。それから、その程度にしておきたいと思います。それらがその現状を把握しつつ、例えばこの審議会への女性の登用であれば、平成24年度は20%、平成30年度には40%、女性管理者の割合は、平成24年度には10%、平成27年度には25%、平成30年度には30%、こういう目標値を一応掲げているわけでありましてけれども、この点についてお伺いをしておきたいと思います。

寺田委員長 3点の質問、吉村課長。

吉村人事課長 人事課長の吉村でございます。ただいま白石委員のご質問の中のラスパイレス指数でございます。

まず、葛城市におきましては平成23年度におきますラスパイレス指数は91.6でございます。県内の各市と比較いたしまして最下位でございます。県内37市町村におきましては、28位でございます。

それから、給与の改善でございますけれども、やはり現在、社会情勢、経済情勢、あるいは財政状況等を勘案いたしまして、市民の理解の得られにくい時期でもございます。また、むやみに引き上げるのではなく、今現在施行しております人事評価制度も早期に構築を行いまして、それらも含めまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから、有給休暇の取得率でございます。年次休暇につきましては、平成23年度の実績におきましては、平均取得日数は7.8日でございます。

(「取得率か」の声あり)

吉村人事課長 取得日数でございます。

(「率は」の声あり)

吉村人事課長 19.9%でございます。それから、職員の男女の比率でございます。職員全体につきま

しては、女性の比率は31.27%でございます。管理職につきましては、課長補佐級以上につきましては、17.07%でございます。職員の男女の構成比率の目標といたしましては別段定めておりません。採用試験によりまして採用しているというのが現状でございます。また、申し込み時点におきましても、男女の差別ということがあってはいけませんので、申込時におきましても男女の明記はされずに申し込みを受けているというのが現状でございます。

以上でございます。

寺田委員長 川井課長。

川井人権政策課長 おはようございます。人権政策課川井と申します。よろしく申し上げます。

ただいまの白石委員のご質問でございますが、まず平成23年度の取り組みでございますが、平成23年度につきましては、男女共同参画のセミナーの開催をいたしました。男女共同参画セミナーにつきましては、三浦明利さんが参加いただき、響き合うコミュニケーションのための伝え方と、失礼いたしました。輝く命として……。

寺田委員長 ちょっと、言葉ゆっくりわかりやすう、もうちょっとゆっくり説明して。

川井人権政策課長 はい。ご講演いただきました。男女共同参画に関する研修会への参加と、これにつきましては、県の主催します事業に参加をいたしました。また、男女共同参画週間として6月23日から6月29日の間に各施設においての懸垂幕及びのぼりの設置ということの事業の実施をさせていただきました。

次に、審議会等への女性の登用の比率でございますが、平成24年3月末現在でございますが、18.3%となっております。なお、女性管理職の登用でございますが、平成24年4月1日現在17.2%ということでございます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員、よろしいか。

白石委員 17.1%か。平成24年度やな。吉村課長は何年度か。

吉村人事課長 平成24年の4月1日でございます。

(「24年の4月やったら23年度やろが」の声あり)

吉村人事課長 平成24年の4月1日でございます。

白石委員 1日現在やな。

吉村人事課長 はい。

白石委員 これ、何で違うの。ちょっとやな。育児休業取得者数、数というか、これ率になるのか。

寺田委員長 白石委員、ちょっと不足の質問やったらちょっと手を上げて言うてください。

白石委員。

白石委員 いや、いや、答えてくれてないから。

寺田委員長 いや、わかった、ついでに言って。

どうぞ、白石委員。

白石委員 1点、市男性職員の育児休業取得者数、そういう条件にある人のうち、数と何%の人が取得をしているかということですね。わからなければまた後でご報告をいただきたい、そのように思います。

寺田委員長 そういうふうにお問い合わせきたら一番ありがたいです。

吉村課長。

吉村人事課長 人事課長の吉村でございます。平成23年度の育児休業の取得者数でございます。10名でございます。そのうち男性はゼロでございます。

白石委員 男性ゼロか。

吉村人事課長 はい。それから、先ほどの給与の改善でございます。平成23年度の人事院の勧告におきましては、これまで抑制措置を受けていたものの回復措置といたしまして、若年者層を対象に回復措置を人事院の勧告でなされました。しかし、葛城市といたしましては、職員の給与面の低さ等を考慮いたしまして、これまで抑制を受けておった職員全員を回復させていただきました。それが給与改善の主な内容でございます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員、そういうことです。

白石委員。

白石委員 それぞれお答えをいただきました。ラスパイレス指数については91.6、平成22年よりはコンマ4ポイントぐらい上昇しているけれども、しかし、全体として順位は下がっていると、順位は下がっているんですね、これ、28位。39市町村のうち12市では最下位で39市町村のうち28位、こういうことなんです。これは本当に、職員の皆さんには本当に大変な思いをされているわけで、近隣市の状況なんかも聞いて、何とかならないかというのが心情だろうと、こういうように思います。しかし、人事課長が答弁されたように、今般の財政状況、経済的な環境等、市民の皆さんの理解を得られない、こういうことであります。

しかし、宇陀市の場合は、これは給与の改善をやっぱりやりました。本市においては、人事課長の答弁では人事院勧告に基づく改善、改善というか、この間改悪をされてきたわけですけれども、これはもうまさにこれは人事院勧告がそれに依拠した形での給与政策しか持ってなかったということでもありますけれども、私は、給与というのは、ご承知のように地方公務員法の24条の6項でしたか、これは条例で定めるということになっているわけで、この条例で定めるのは、もちろん国や他の市町村やその地域の民間の企業等々の状況を勘案をして、やっぱり給与を決めていくというのが基本の原則になっているわけですね。だから、やはり地方自治体そのものが本当に改善をしていこうと思えば、これはできるわけですよ。この間、そういう改善をやっぱり工夫してやるべきじゃないかという提案をしてきた。けれども全くその改善のための具体的な議論をされたという形跡がないわけです。

その点、議会はこれ本当に人事課長が言うように、昨今の経済情勢や市町村の財政状況からしたら厳しいのはわかっている、それにもかからわず、やはり地方自治体として分権一括法含めて、地方自治体がみずからのやはりこの能力で、これからたくさんの事務事業を受け継いでやはりやっていかなきゃならないというふうな中で、そういう環境でいいのかと思います。この点、本当に地方公務員法の規定からして、給与の決定をしていくという点で、これは私の言っていることはおかしいんかどうか、この点まずお伺いをしたい。

寺田委員長 ただいまの質問について答弁願います。

吉村課長。

吉村人事課長 人事課の吉村でございます。ただいまの白石委員がおっしゃられました地方公務員法の24条の中でございますが、職員の給与は生計費並びに国及びその他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないというふうになっております。本市におきましても、人事院の勧告並びに県内の市町村の実施状況を勘案しながら、給与に係る条例改正をしているのが現状でございます。ただ、先ほども申しました理由によりまして、現在は給与の改善というのは、先ほどの内容の説明のとおりでございます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 そしたら、課長は人事院勧告に準じてということではなく、地方公務員法の24条の5項なり6項、あるいはこの3項の規定に基づいて、地方自治体として自主的に給料を決めることができるというふうに思っておられるわけですね。その上で今の答弁があるわけですか。

寺田委員長 ちょっと、これ市長がもう総括的に最後にちょっと答えていただきたいと思います。

山下市長 白石委員の質問にお答えをさせていただきます。

私もラスパイレス指数で見ると、12市中12位、また県下39市町村の中で28位ということで、本給の部分でかなり低いところにあるということは十分に承知をしております。そういうこともございまして、人事院勧告のあった場合に遡及をしないとか、抑制措置があったものに対して、若年者だけではなく、その対象ではない方々も含めて抑制部分を回復できるようにということで、単年度で回復ということは、一遍に給料が上がってしまうということはなかなか難しいんで、2年、3年にわたって回復をさせていただく措置をとるということを積極的にさせていただいておるというふうに考えております。

ただ、悩ましいところは手当を含めて他の市町村との給与全体の比較をいたしますと、葛城市は手当含めてですけれども、他の市町村と同程度にあるというところがございます。このあたりのバランス等をしっかりと考えながら、今後、本給、給与のあり方、また手当のあり方等しっかりと考えていかなければならないというふうに思っております。

私も、白石委員同様、職員の給与をしっかりとそれぞれ職員も生活をしておるわけですから、この職員の給与を下げることなく、きちっと報酬としてお支払いさせていただけるように努力をするのは行政として当たり前のことであるというふうに思っておりますので、今の課題につきまして真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

寺田委員長 このぐらいでまとめていただきたいと思います。

白石委員 給与の問題についてはね。だからそれぞれ人事課長や最後に市長もお答えいただきました。地方分権、地域主権と、こういうふうに言われて久しいんですけれども、しかし現実には本当に旧自治省、総務省のそういう地方公務員の給与に対する縛りは依然として厳しい状況の中で置かれているわけでありまして。しかし、地方公務員法の規定を涼しい目で、立場で見れば、給与というのはこの同法の第24条5項では、職員の勤務時間その他の職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間の権衡を失しないよ

うに適切な考慮が払わなければならないと、こういうふうに書いています。国家公務員との権衡を保つべき勤務条件から、勤務条件の中からわざわざここでは給与を除いているんですよ。給与を除いているということは、給与についてはこれはやはり給与条例主義に基づいて、それぞれの市町村でそれぞれの市町村の財政力、やはり地域的な経済圏、大和高田市や御所市、そういう経済圏、また近隣の民間企業の企業の水準等を勘案して、やはり決めればできるということをやはりきちっと書いてある、そのことを本来総務省はきちっとやはり徹底をせないかん立場にありながら、ラスパイレス指数なるこんなもので抑制をしてきたということは、全くの地方分権、地域主権に反することだと言っておきたい、このように思います。

更に、昇給はこれ毎年1月1日付で行われます。通常ではこの1日付をもってそれを基準に行われるということですよ。改善をされる、その中でいわゆる人事評価というか、そういうものを生かして、フルにその昇給の規定を生かしてやっぱり改善することもできるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひこの点は予算と決算の委員会さえ通り過ぎたらこれでもう終わりなんだということではなくて真剣に考えていかないと、それこそ、幹部職員、若い職員も、幾らこの大切な仕事といっても、本当に身を粉にして働こうという気にはなれないということを申し上げておきたい、このように思います。

それから、男女の共同参画の問題についてであります。それぞれ指標、現状をいただきました。男性の育児休業の取得率ゼロということですね。全くこの平成20年の現状から、平成24年は4年間たちましたけども改善をされていない。平成24年度の目標は10%です。目標はあるんですよ、10%あります。そして、この市役所における女性管理職の割合、女性管理職の割合は17%ということでした。これはクリアしているんですね、10%。しかし、現状はクリアしているけども、平成27年度は25%、平成30年度は30%なんですね。これはもう思い切って本当に意識的にやっていかないと追いつかない、これは何を目指しているかという、男女の職員の比率をご答弁いただきました。男女の比率は31%ということでしたね。だから、これに近い数字をやはりこれは政府の目標もそうになっています。30%です。だから、それに向けて、やはりこの女性が子どもを産んでもしっかり働けるそういう環境も含めて、やはり整えていくということが求められていますし、やはり計画をつくったからにはその計画を握って離さないで、人権政策課とかを中心に人事課タイアップして、これはもう2つだけではだめですね。全部署がタイアップしてやはり取り組んでいただくということが必要ではないかというふうに思います。

有給休暇の取得率が20%に満たない、これ皆さんどういうふうに後処理をされているのかお伺いをしたいと思います。

寺田委員長 吉村課長。

吉村人事課長 有給休暇は通常の職員は年に20日となっております。消化のできない場合は、最高20日まで翌年度に繰り越すことができるようになっております。したがって、余った日数は20日を限度として翌年度に繰越しということになっておりますので、例えば、今年、前年度繰越し含めまして40日といたしますと、7.8日消化いたしましたら、8日といたしますと、あとその7.8日の消化率は前年度の繰越しということの判定となりますので、その年の有給

休暇20日分はまるまる翌年度に繰越しというような形になりますので、翌年度は40日の有給休暇ということになっております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 最後にお伺いしておきます。20%に満たない有給休暇が消化できないから翌年度に繰越しをして、有給休暇を取得するかしないかはそれはもう本人のあれでしょうけども、先送りされているということですね。どこに原因があるのか、やはり原因があるわけでしょう。人事課として、やはり有給休暇の取得をそれぞれ職員にこの指導をしていると思うんですけども、どういう条件が整わない中で取得率が上がらないのか、この点いかがお考えかお伺いしておきたいと思います。

寺田委員長 吉村課長。

吉村人事課長 取得に際しては、それぞれ理由があると思います。特に気になりますのは、やはり休暇の取りやすい環境づくり、仕事の面でいろいろ急きょ用事が入ってきたり、予定しておいた休暇も取れないという状況もあろうかと思えます。しかしながら、取りたくても休みたくても、どのような休暇を過ごすという本人の考え方もございます。したがって、今おっしゃいます管理職が率先して有給休暇の取りやすい環境づくりが今一番求められているのかなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 よろしいか。ほかにございませんか。

副委員長。

溝口副委員長 私も決算書に基づいて質問をするわけではありませんで、こういう定例議会の資料という平成23年度の決算に係る主要な施策の成果に関する報告書、これに関連して、この総務費のところの関連の質問をしたいと思えます。

1点は、3ページ、ここに執行率合計が88.5%と報告がありますが、執行率というのは、要するに予算に対して決算額としてこれだけ使いましたよという率ですが、我々が知りたいのは、この成果報告書をつらつら見てもわからないのが充当率です。要するに、執行率というのは、お金を使った額が予算に対して88.5%しか使っていませんよという数字ですよ。執行率やから。要するに財布の中に100円あったのが88.5円使いましたよということでしょう。じゃあ、充当率というのは要するに成果ですわ、はっきり言うて。この充当率というのは、どの段階で行政は何か検討しているのか、そういった会議を持ってんのか、報告書を上げられとるのか、要するに各いろんなところの部局がいろんな事業をしているんですが、その充当率というのが本当の成果であって、そのあたりの報告はどのように扱われているのか、現状を知りたいなと思えます。これが1点。

それからもう1点、これは白石委員の質問に関連して質問するわけですが、職員というのは常々不当な行動を起こしてはいけませんよとか、市民の模範になるようなことをしなさいとか、市民のために仕事をしてくださいという、要するに公僕と言われるんですが、しかし労働者ですよ。賃金をいただいて自分の生活をなしているわけですから、これは自分たち

の要求というのは、葛城市の場合は職員組合というのがありませんよね。そういった要求を提示する機関もないし検討する機関もないし、そういった機会もないということで、今言われている唯一のこの労働条件を見直すというのは条例によって定められているわけですので、このあたりを本当にみんな職員の皆さんは、この今の生活状況をかんがみて、要するに労働力と給与とマッチしているのかどうかというようなことを話す機会があるのかな、それをちょっとお聞きしたいなど。これ、言いにくい話でしょうが、お聞きしたいなと思います。それが2点。

それからもう1点は、労働関係でちょっと質問を重ねているんですが、この男女共同参画のところ、本当に男女共同参画の趣旨を十分に理解されて、こういった何かこの研修をしましたとか、研修に派遣しましたと言われていたんですが、実態はどうなのかな、これまは育児の休業日数なんてゼロなわけですね。それから、実際には比率的にも31%だし、こういった課長補佐以上が17%だし、こういった状況について、男女共同参画を担当している部局は、男女共同参画を旗印にしているとすれば、何を目標に活動をされているのかをお聞きしたい。

この3点をよろしくお願いします。

寺田委員長 市長。

山下市長 こちらの行政の方には充当率という言葉、概念がございませんので、共通認識としての充当率というのがわかりませんので、それを明らかにしていただくということが、そうでないと答えようがないということです。

労働条件に関しましては、副委員長、議会の委員の活動としてそれぞれの職員にもし話を聞く機会があれば、その中で聞いていただければいいと思います。こういうところでだれが責任を持って答弁できるかと、そういうことをだれも答弁ができないと思いますので、申しわけございませんけれども、この2点私の方から。

溝口副委員長 要するに充当率というのは、少なくとも成果ですわ。いろいろな事業をされた上で予算に上げられた事業計画が、じゃあ決算期に昨年度の事業は自分らが計画していた市民に対するそのサービスの提供とかいろんなものが、要するに満足率、それは市民に聞かなわからない部分がありますが、計画している部分について確実に全部こなして、どんな満足を得ましたかということを出すのが普通は成果ですね。こなしました、こなしました、こなしましたでは、じゃあそしたらどういった行政の成果というのは肌感じて、じゃあそしたら職員の皆さんがこのサービスの提供に満足をしているのかどうかですよね。こういったことを私は一部もしそういったことの機会がないとすれば、本当のサービス提供の成果をやはりその部局で話し合い、反省会を持って、来年度予算にはこのようにしようという、そういった機会が必ずあるはずですね。予算計上の場合に、そういったときにそういった反省を含めてやっていますという声を本当はお聞きしたかった。要するに充当率というたら数字で示さなあかんと思われるかわかりません。私は機会も含めてそういう機会がありますかと問いをかけましたよね。そういうことなんです。

それともう1点は、労働組合の云々というのは、それは確かに私も今言いましたように答

弁できないと思います。しかし、先ほどから出ている問題は、自分たちの雇用の改善、雇用条件の改善なわけですから、そういったことの話し合いとかそういうこの機会というのは本当になかったのかなと、これは私、議員としての議員活動としてまた聞き取り調査をしたいと思いますが、やはり今の状況では全くその給与の改善、労働条件の改善なんていうのは、これは多分無に等しい、そういう機会がない、それでそういう意見も発する場もないという状況だろうと思いますので、この点については今市長の指導のもとに議員活動をして聞き取りをしたいと思います。

それでは、最後の男女共同参画について。

寺田委員長 川井課長。

川井人権政策課長 それでは、男女共同参画の推進でございますけども、性別にまずとらわれずに、1人1人の個性が輝く男女共同参画のまち葛城を計画のスタートに位置づけまして、人はこう、人はこうという考え方に縛られず、それぞれの個性を生かしつつ、1人1人の人権を尊重し合いながら、だれもが輝いて生き生きと暮らすことのできる社会の実現を目指しております。

そうした中、これまでの事業の実施を行い、意識啓発に向けて葛城市男女共同参画推進本部会議等におきましてまた協議等を行い、啓発等を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

寺田委員長 副委員長。

溝口副委員長 最後にしますが、この共同参画というのは、質問の中身が職員に対する共同参画的なことを皆さんはとらまえて、今多分白石委員さんの答弁にも私に対する答弁にも答えられとる。共同参画というのは、市民においても一緒なんですよ。ということは、各審議会、いろんな委託しているいろんな審査会、審議会、たくさんありますよね。こういったところの男女の共同参画も目標を持って活動をしないと、ただ意識的に共同参画というんでは、私は数値目標を持って活動しなければ、やはり成果は出てこないと思うんです。このあたりもぜひそういったとらまえ方で、共同参画というのはそういうことですよということを私は言いたかったんであって、職員の云々とか、これはもう当然ながらこれ指導的立場にある行政は、みずからをもってそれを範となすべきですから、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

寺田委員長 市長の答弁よろしいか。

溝口副委員長 はい。

寺田委員長 よろしいな、答弁は。ほかにございせんか。

朝岡委員。

朝岡委員 先ほど、全体的な総務費のことをお聞かせいただきました。全体で平成22年度より8,400万円ほど縮減された中で、先ほど不用額が1,000万円ほどふえているということについてのおおむねの原因はお示しいただいたとおりでございます。そういったことを踏まえた上で、各執行された事業について何点かお尋ねをしてまいりたいと思ひます。まずは決算書では36ページ、37ページ、一般管理費の報償費から委託料、そして19節の補助金、交付金というところに何点かまたがっておりますが、成果表では7ページのいわゆる消費生活相談並びに法

律相談業務についてお聞かせいただきたいと思います。

まず、36ページの報償費では、その相談員の報償費として41万6,000円ということで計上されています。成果表では、相談件数については51件ということでございました。これについて平成22年度と比べてどうであったのか、また平成23年度からはお隣の御所市と木曜日は交互に相談を対応するというような拡充もされているということも予算委員会でもご披露いただいておりますので、その成果についてもお示しをいただきたいと思います。それと、法律相談業務については、全体的な枠がどの程度あって今回相談件数が184件であったというふうに7ページの成果表では確認をさせていただいておりますが、これも平成22年度から見てどうであったのか、また昨年の決算委員会では平成23年度試行的に土曜日に司法書士会の応援を受けてといいますか、土曜日に一度司法書士会の方での法律業務も試験的に一度させていただくというような予定であるというようなこともお話があったようでございますので、その成果について、どの程度相談件数があったのか、それとこの中南和の法律相談、センター負担金、これが37ページに34万6,000円でこれも計上されておりますが、67件、1,182件中67件の葛城市の在住の方がこの中南和の方に相談に行かれたというふうに掲載をされておりますが、これも昨年平成22年度の決算と比べてどのような推移をしているかというのものを合わせてお示しをいただきたいと思います。

寺田委員長 ただいまの質問について、ご答弁願います。

下村課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいまの消費生活相談事業の概要につきましてでございます。現在、毎週月曜日、午前10時から12時までと午後1時から4時まで、偶数月は當麻庁舎、奇数月は新庄庁舎で相談業務を行っております。また、平成23年度より御所市と連携いたしまして、葛城市民の方、また御所市の市民の方、どちらの方につきましても両方の窓口で相談できるようになっておりまして、御所市につきましても毎週木曜日にされております。また、相談件数につきましては、平成23年度につきましては51件、平成22年度につきましては58件となっております、そのうち平成23年度につきましては、御所市の方が1名葛城市へ、また葛城市の方が御所市へ1名相談に行かれております。

それで、相談業務の内容でございますが、相談業務の中身につきましては、消費者金融に関すること、またインターネットの通信に関すること、不動産の購入に関すること、新聞の勧誘に関すること、浄水器の訪問販売に関する等の相談業務がございました。

また、平成24年度が御所市と葛城市の相談員を統一いたしまして、どちらの窓口に行かれましても継続的に相談業務を行ってもらうような形で改善を図りました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

寺田委員長 和田課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。よろしくお願いたします。

まず最初に、無料法律相談の状況でございますが、毎月第3木曜日に新庄庁舎、第4木曜日に當麻文化会館で一人様20分という形で、一開催につき9名、年間2回場合合わせまして

216枠で相談を行っていただいております。昨年度の相談実績は184件でございました。1人でも多くの方に相談を受けていただくことから、お一人様20分程度という形で相談時間をお願いしております。また、お話がございました昨年テストケースで近畿司法書士会様のご協力をいただきまして、11月28日土曜日の午後1時から4時まででございますが、中央公民館と當麻文化会館の2会場で無料法律相談を開催いたしました。ご相談は両会場合わせまして7件ということでした。

次に、中南和法律センターの方でございますが、この中南和法律センターの方につきましては、奈良県の中南和地区20カ所で27市町村のうち20カ所で弁護士の先生が輪番で市町村の方に赴き、中南和地区の居住者の方全てが利用できるという法律相談でございます。本市の無料法律相談の方へ問い合わせをいただいたときに、既に本市の法律相談が予約で埋まっているとき、または木曜日では都合が悪い、また次の開催日まで待てないというようなことがございましたら、こちらの中南和法律センターの方を紹介の方をさせていただいております。

この中南和法律センターの利用の方でございますが、平成22年度32件、葛城市の方が32件でございましたが、平成23年度につきましては67名ということでございます。それから先ほど1つ抜けましたが、本市の無料法律相談の平成23年度につきましては184名でございましたが、平成22年度につきましては186名、本市の無料法律相談の方は例年180名半ばでずっと推移しております。

以上でございます。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 どうもありがとうございました。消費生活相談の方は御所市と連携を図り、また継続を図るために統一した相談員で平成24年度は実施をされているということでございます。この相談内容、多岐にわたってさまざまな相談内容があつて、今課長から消費者金融であるとかインターネットの被害であるとか、いろいろなことのご説明がございました。相談件数は横ばい状態だということでございますけれども、今後、御所市の方との連携もしっかりと結んでいただいて、よりこの相談件数が拡充できるように、またご努力をお願いしたいんですが、無料法律相談の方は今、和田課長の方からご説明がありますと、216枠があつて184件、大体180件ぐらいで推移をしているということで、司法書士会の試行的な件数も詳しくご説明をいただきました。ただ、やはり中南和法律センターへの相談件数は急増しておりますよね。一昨年よりも約倍になっている、35件ふえているというところはちょっと注目すべきところではないか、確かにその地域で相談しにくいとかさまざまな理由が講じられると思いますけれども、いわゆる先ほど課長の方から中南和へ行かれる理由をさまざまお示しをいただきましたけれども、やはり回数が少ないとか曜日が限定されているとか、時間的には平日のお昼であると、いろいろな事情もあろうかと思うんで、この辺のところも、やはり中南和でカバーはしているとはいえ、1年間で急増している相談件数があるということ、今後やっぱり平成25年度については、やはりこの無料法律相談業務の拡充ということも必要ではないかなと、このように思いますので、その辺をぜひ署内で検討をいただきたい、このように思います。

寺田委員長 答弁よろしいな。

朝岡委員 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 朝岡委員の質問に関連をしてお伺いをしたいと、このように思います。

1つは消費者相談の問題であります。この間、回数をふやし、更に御所市の連携で相談窓口のこの機会を拡大していただいているということは、これは心強い話であります。歓迎をしているわけでありましてけれども、この間ずっとやはりこの場、委員会で議論してきた中身というのは、今はそれこそ本当にボランティア的に非常勤でこの資格がある人がご協力をしていただいているという状況があると、そこへプラスして御所市との連携ということですから、それはそれでいいわけですが、私はやはり職員自身がこの消費者相談を受けられるそういう資格も確保して対応していくべきではないかというふうに思います。

ご紹介をしておきますと、滋賀県の野洲市では、市役所1階の相談室に各部の職員が出向き、相談に来た人をたらい回しにしない。先ほど課長の方から答弁がありました。いろんな相談がありますね。もうその相談というのはいわゆるサラ金とかそういう問題だけではなくて多岐にわたっているわけですね。ですから、本当に多様な相談に対して対応できる、そういう体制もやっぱり整えていくということが必要であるというふうに思います。なかなか昨今の財政状況が厳しい中で、そういう相談員を専任で置くということはなかなか困難だと思いますけれども、少なくとも相談される方々に対して、もうたらい回しをしないでそこできちっと対応できるというふうな、この仕組みをやっぱり考えていくべきではないのかというふうに思いますが、今はどのような、相談員の方来ていただいていますけれども、どういう形で相談を受けておられるのかお伺いをするとともに、今後そういう野洲市などの取り組みを教訓にしてやっていくということが必要ではないのかというふうに思います。それが1点。

もう一つ、その法律相談の件であります。これも、この間制度そのものが定着をしてきていて、件数そのものがずっとこの間横ばい状況にあると。ところが中和法律相談センターの方では、本市のこの在住者については67件と2倍以上になっているという、そういう面がでているわけですね。

これは1つなぜなのかということで、私もいろいろ相談を受けてますけれども、この市の相談、法律相談20分なんです。この20分ではとてもこの相談者が自分の訴えたいこと、問いたいことをちゃんと弁護士に伝えることができないんです。結局私どものところへまた相談に来たり、またこの中和の法律相談センターの方に足を運ぶということになるんです。そういう面もあるということをおきたいというふうに思います。とともに、この20分というのは、これはどのような扱いをされているのか。やっぱり30分になることもあるのか、これ、1年間216枠と言いましたね、これ20分掛ける216枠と、そういうことなのかちょっとわかりませんが、この20分ではい終わりではなかなかいかんと思いますから、10分で終わる人もあればやっぱり30分もあるんだということなのか、この216枠を工夫して調整できるのか、この点ちょっとお伺いをしておきたいと思います。

いかがでしょうか。

寺田委員長 下村課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。

ただいま、白石委員の方から相談業務の対応についてということでお話があったわけなんですけども、相談の電話があった場合なんですけども、職員で対応する場合もございますが、やはり複雑な専門的な内容も多くありますので、葛城市、御所市の相談窓口なり、県の相談窓口を紹介させてもらっている現状でございます。その中でいろいろサラ金の問題とかにつきましても、法律的な問題も発生してきておまして、相談員がいろんな研修とか受けられてある程度のご存じのわけなんですけども、なかなか全て対応することはできませんので、その中で市の法律相談日をご紹介させていただいたり、いろんなほかの機関の相談員をご紹介させていただいたりして、問題解決に取り組んでいただいている現状でございます。

どうぞよろしくお願ひします。

寺田委員長 和田課長。

和田企画政策課長 企画政策課の和田でございます。ただいまご質問の無料法律相談の20分という時間でどうかというご質問でございますが、実際に法律相談にお来しになられた方、やはり意見を聞きますと20分では少ないという意見をいただいております。ただ、1人でもたくさんのお方に話をさせていただこうということで、お一人様当たり20分ということでこれまでずっと来ておりますが、基本的にやはり20分という時間で解決まで行く場合もございますし、非常に難しい問題で解決まで行かないということが結構あるかと考えております。基本的には無料法律相談の20分の中で今後進むべき方向性を見出ささせていただきまして、あと、直接弁護士とまたお話いただくということでしていただいております。ただ、直接弁護士ということになりますので、その後については有料をご了解いただいた上でということでお話しをさせていただいております。

それから、あと空き時間の方でございますが、これにつきましては、当然時間までにお来しになる方、若干おくれて来られる方、いろいろございます。その都度臨機応変に、ずっとまとめて1時間も2時間もあいているという状況ではございません。真ん中で20分がぽつんとあいたりということでございますので、その都度臨機応変に時間調整はさせていただいております。

それから先ほどの、20分では結果が出ないので何回も法律相談に来てもいいかというご質問をよく受けます。ただ、この無料法律相談につきましては、弁護士は毎回交代で違った方が来られます。同じ方が来られますと引き続きというお話もできましようが、弁護士が変わられますので、結局一からまたお話ということもございますので、できましたら先ほど申しました直接そのとき話を伺った弁護士に次回は聞いていただけないかということで願ひしている状況でございます。

寺田委員長 白石委員、よろしいか。

白石委員 はい。もう一回。

20分ということで、私はもうほとんど相談の内容を弁護士にちゃんと伝えて、そしてその解決の方向をそれなりに提示していただいて、それを理解できるということがなかなか難しいことだと思いますわ。20分では。結局は、その次行きますといたって弁護士違うわけですから、またその弁護士を頼っていかなきゃならない。それは近いところの弁護士やったらいいんですけども、遠かったら榎原へ行かなきゃならないとか、いろいろそういうことになってきて非常に不便なわけで、やっぱり時間を一定、最低やっぱり30分確保すべきじゃないのかと。私どもはいつも相談するときは、何が言いたいのかどうということが問題なのかということを要点をぴしっと書いてみて、聞くことをちゃんと書いておくということなんかをしてこそ初めて弁護士と話をしてできるんです。ところが、やっぱりまだまだ弁護士というたら敷居が高くて、もうそのメモを書いて行っても、ちゃんと自分の思いを伝えられないというのがこれもう大半なんです。だから、そういうこともやはり勘案していただいて、ただ単なる弁護士へのつなぎということだけでなく、やはり身近なところで一定解決できるという条件をやはり広げていただきたい、このように思います。そういう意味で20分というのは、もう到底私は難しいというふうに思います。考えていただきたいということですね。

それと、消費者相談の件ですけれども、これも確かに頼りになるのはやっぱり県ですな。やっぱりどうしたって緊急性を要するケースがたくさんあるんですよ。ところが実際には、この相談日が窓口そのものが結局毎日あいてるわけじゃないわけですから、当然やはり県に連絡をするということ、ここは確かに本当にちゃんとした指示もいただいて、どういうふうに対応していくかというのがわかります。これはなかなか、しかし、電話で済めばいいことなんですけども、やっぱり足を運ばなアカンいうたら、なかなか大変なんですな。そういう意味で、やはりこの相談日というのは、これは連日というわけにはいかないけれども、やはり一度来たら、県との連絡、それこそこの専門家と連絡するそういうネットワークの中で、そこで一定の解決のめどをやはり示してあげることが、やはり私は必要だというふうに思うんですね。やはりたらい回しはどうしても不安をあおり、結果として時間がかかっちゃう、解決するのに時間がかかるんですよ。だから、そこをやはり考えていただいて、たらい回しにしないで、その中でちゃんとした県との連携とか、専門家の連携をして、この解決のめどを見通しをつけてあげることが私は大事だと思います。そういう意味では野洲市を紹介しましたけれども、たくさんの職員の知恵をそれぞれの職責の専門性を生かして対応していくということがやはり必要ではないのかということをごひ考えていただいて改善していただきたいということを述べて、終わっておきます。

寺田委員長 ありがとう。

それでは、暫時休憩に入ります。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時14分

寺田委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、委員会を開きたいと思います。

再開する前に理事者側の答弁の声が聞きとりにくいというその委員会の方々の声が私の方へありましたんで、はっきりと私何遍も言うてるように、はっきりとわかりやすく簡単に、

難しいですけどご答弁を願いたいと思います。それと、2つ目にはスムーズにこの運営にいきますように、それも関連しますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、引き続きまして質疑に入りたいと思います。質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。よろしくお願ひします。

初めに39ページ、財産管理の中の工事請負費繰越明許の中ですけども、繰越しがたしか380万円繰り越された、執行が197万円ということですので、この内容についてお聞きしたい。

それから、42ページの自治振興費、これの負担金補助及び交付金の中で、たしか去年の9月に一本化されて、一括交付金という形で補正をされたというふうに記憶しておるわけですけども、補正をされて一括交付金にされた理由について教えていただきたい。

以上です。

寺田委員長 ただいまの質疑につきまして、答弁。

山本課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

財産管理費の繰越明許に係る工事請負でございます。予算では380万円持っておったんですけども、この工事内容につきましては、1つは平成22年度から平成23年度の地域活性化の交付金事業でございます。1点目がきめ細かな交付金ということで、當麻庁舎屋上の避雷針の改修をさせていただきました。金額にして89万2,500円、もう一つが同じく国の地域活性化の交付金事業でございまして、住民生活に光をそそぐ交付金ということで、両庁舎の障がい者用トイレの改修事業を行ったわけでございます。オストメイトほかベビーシート等設置いたしまして、金額にいたしまして108万1,500円という内容でございます。

以上でございます。

寺田委員長 和田課長。

和田企画政策課長 企画財政課の和田でございます。

一括交付金の変更への理由ということでございますが、そもそもこの一括交付金の趣旨でございますが、住民が行う自主的なコミュニティ活動促進ということを進めるために交付するものとなっております。合併後、この交付金はそもそも平成22年度分までは地域振興事業補助金並びに広報等配布報償ということで、各大字にそれぞれ世帯数に応じ金額が算出され、それぞれ所管する部署から別々に支払いを行い、別々に実績報告をいただいております。

近年、通常の自治会の運営活動以外に自主的に企画運営されるさまざまな行事やイベントが行われるようになってきました。例えば、従来の祭りの枠を超えた大字全体の祭りであったり、また子どもを主体とした祭りであったりということでございます。そういった行事を開催するに当たりまして、各大字ではその経費の捻出について非常に苦慮され、別途にそういった事業を行うのに別途に補助金をもらえないとか、またそういった補助金がないのであれば、これらの地域振興事業補助金の出している補助金の合計額の中で弾力的に融通できないかというような相談がこちらの方にございました。

一方で、これまで年に1度その支出内容確認のため、収支決算報告書を添付の上、実績報

告書の提出を求めておりましたが、多くの大字ではそれぞれの補助金に応じて帳簿を別々にはできず、一括して大字の帳簿の中で処理されているため、実績報告の提出時には同じ支出項目でありながらそれぞれの事業にまたがるものがあることなどで、収支決算報告書に掲載しづらいことや、同じ経費が別々の事業の経費として重複して計上されたり、本来計上すべき事業とは別の事業で計上されていることなど、結果的に毎年のように記入方法が難しいというような指摘を受けまして、またご提出いただいても、その内容に不明な点が多く、その都度区長様に足を運んでいただき、確認なり訂正をお願いしていたというような経緯がございます。

そうしたことから、平成23年度分からにつきましては、地域振興事業補助金と同様に世帯数で算出いたします広報誌等配布報償を含め、それぞれの算出金額を示しながら、一括交付金として合計額で支払いし、その交付金額の範囲内においてそれぞれの事業への金額の割り振りは各大字の判断とするものと変更いたしました。しかし、その交付の趣旨は全く同じでございまして、金額の算出方法も今も変わっておりません。この一括交付金に変更いたしました、本年初めて昨年度の平成23年度分につきましてはの実績報告の提出を各区長様からいただきました。記入誤りが少なくなり、また大字の会計帳簿の記載事項の細分化、こういったことが必要なくなったなどの意見を伺っておるところでございます。

以上でございます。

岡本委員。

岡本委員 まずこの財産管理でございますけども、この分につきましては、今言っていたように住民に光をそそぐ、多分100%補助であったと思います。例えば、繰越しを380万円して執行197万円、この差額については国の方に返納していると、こういうことでええわけですか。それともその不用になっていくのか。それと今言われた自治振興、一括交付金、内容わからんでもないですけども、やはり地元にいわれる助成金と言われるもんですんで、やっぱり地元に対してどういう形で行政から助成しとるんかということを確認を示すために、当初からまちづくり、安心・安全とか、市内一斉清掃とか割ってあったと、そういう趣旨であったと私は理解いたしておるわけでございます。ですから、一括交付金、今、課長の方から話がありましたように、地元の方では分けにくいということもわかるわけですけども、今後、まあいうたらこういうような形になっていきますと、いわゆるもらって当たり前というふうな感覚になっても困ると私は思うわけです。ですから、こうして報告書の中で今おっしゃるまちづくりとしては幾らですよ。安心・安全は幾らですよというて我々に報告してもらっておるわけですから、やはり私は分けて区長会なりに説明すべきであるというふうに考えてんのと、その中に文書広報費、これも一括で入っておる、今、課長の方から話がありましたように、3つの補助金といわれる広報の配布の報奨金、これはやっぱり内容も違うわけですから、この分については一括ですていくというのは予算上おかしいんじゃないかなというように私は思うわけです。ですから、行政の立場もよくわかりますけど、やはり地元と同じ助成をするということであれば、その内容をきちっとやはり地元へ説明をして理解をして使うていただくということやないと、本当にただ行政からお金をぼんと、助成してんねん、極端に言うたら

何でも使うてもええねんというふうな感じにとられかねないいうふうに思いますんで、その辺今後どういうふうを考えておられるのか、部長の方からでもよろしく願っていたいたいというふうに思います。

寺田委員長 担当課、先。

山本課長。

山本総務財政課長 総務財政課の山本でございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。この地域活性化の臨時交付金100%補助でございます。しかし、交付税のように掴みの交付金ではないと、すなわち、渡し切りでその中でいただく内容ではございません。対象になる経費を見出した中での100%ということで、今回のこの2事業につきましても、実績額について交付いただいておりますと、こういう内容でございます。一旦入ってきて残りを返しておる、こういう内容じゃございません。こういうことでございます。

以上でございます。

寺田委員長 もう1点あったな。もう1点。

和田課長。

和田企画政策課長 先ほどご指摘の件でございますが、毎年区長会の会議の開催時に合わせまして、この補助金の交付申請なりの様式をお渡しさせていただいております。その中で、金額の算出根拠なり、あとどういった形でこの補助金を実績報告としていただくのかということもご説明申し上げておりますが、ただ、非常に細かくご説明差し上げるため、結局、結果的には理解していただきにくいところがございます。そういったことで、実際に区長様が提出にいられたときに、この補助金の趣旨なり目的なり区長様と実際にお話をさせていただいてご理解いただいているというのが実情でございます。ただ、最近区長様が非常に2年サイクルで交代されることが圧倒的に多ございます。ご理解いただいても、1年目、2年目を通してご理解いただいても、次の年にはまた区長様がおかわりになるということで、新しい区長様には引き継ぎの方をお願いしておる実状ではございますが、なかなかその辺の意思の統一というか、うまいこと伝わってないというか、そういったことがあるように私どもも考えております。

また、こういった区長会なりでの機会をとらえまして、またご説明の方を申し上げたいと思います。

以上でございます。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 財産管理につきましては、一応実績の補助金ということでございますけれども、繰越しの事業、必要があるから繰越しているということだと思っております。ですから、基本的にやはり繰越しの金額で全部使えというわけやないわけですが、やはり基本に沿った形で執行していただけたらなというふうに思います。

それから、自治振興、おっしゃることはよくわかっておりますけれども、やはり事務的な面、いろんな面はありますが、きちっと説明すべきであるし、もちろん説明をしていますけれども、やっぱり先ほど言いますように地元の方で誤解を招くようなことになってまいかんとい

うふうに思います。今後もこういうような形で行かれるんか、やはり従前どおりの形の中で補助金の枠を決められてされるんか、あるいはまた広報分についてもこのまま行かれるんか、広報については全然趣旨が違いうふうに思いますんで、その辺の考え方、部長どうですか。

寺田委員長 副市長。

杉岡副市長 ただいま課長の方から述べられておりますことが全容であろうと思います。それぞれの目的別に応じまして予算を計上し執行しておるわけですが、何分この計算方法につきましては、それぞれ旧町から引き継いでおりました配分方法等をやはり実態に合わない部分があるかと思えます。そのような中で、その意味がわかるが上に事務上との報告書の中で差異が出てくる、それをいかに使いやすくするかという苦心の策としての取り扱いになった経緯があるかと思えます。区長自身は、課長の方ではおかわりになってなかなか理解できない部分はあるというふうに答弁しておるわけですが、私といたしましては、その部分の趣旨が十分浸透した上でそれを書類にあらわす、また執行する上での窮屈な面があるというふうなことでこういうことになったというふうに理解しております。したがって、この件に関しましては、それぞれ区長会、それと事務局等がまとめ上げました1つの制度として改善させていただいたわけですが、しかしながら、今、委員がおっしゃっておりますように、それぞれその個々の算出の経緯、それから算出の目的、使い方、これはやはり口を酸っぱくなるようにその趣旨を説明させていただきながら、しばらくはこの制度このまま続けてさせていただきたいと、このように考えております。

寺田委員長 これで、よろしいか。よろしいか、そういうことで、お願いしたいと思えます。

ほかにございませんか。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 じゃ、引き続いてお伺いをしてまいりたいと思えます。42ページであります。まず公共バスの運行委託料にかかわって公共バス運行事業という形で、この葛城号、あるいはこのミニバス等を運行しているわけであります。成果に関する報告書の9ページに当たりますけれども、葛城号については、利用状況は1日平均32.2人、前年度が39.7人であります。ミニバスについては、利用状況を見ますと1日平均24.8人、前年度が24.6人ということで、横ばいということになっています。この間、合併時は事業として、これは新市建設計画の中で公共施設間をお互い利用できるという、そういう役割を担い公共バスを運行してきたというふうな経過があるわけであります。この間、アンケート等を実施して、やはりせつかくこの費用を出して運行するからには、たくさんの方々に利用していただくというのが、これは行政として当然のことだし、私たちもそのように努力すべきだというふうに思います。

将来に対する利用の見通しというのは、この間のアンケート調査の中では現状ではなかなか利用できない、皆さん元気ですから、私もまだ元気なうちですから、ところが私も後10年たったら、これ車に乗っているかどうかわからない。だから、皆さん、今は使わないけれども、やはり近い将来使うようになるから、ぜひこれを運行して継続してほしいというのが1つでした。

こういうアンケート調査が出まして今やっているわけですけども、やはり私が10年先、15

年先になったときを想定すれば、それこそ今の公共施設間をつなぐそういう公共バスでいいのかという状況が生まれてくるわけですね。免許証なくなりますね、私はまだ便利なところに住んでいますけども、お隣の吉村委員さんは山田というところなんですけども、買い物に行くのも大変だ、病院に行くのも大変だ、それこそ、これ本当に、本当に後10年、20年たったらこれはえらいことやなというふうに考えます。そういう意味では、この公共バスというのは、やはり合併時の新市の建設計画の中での事業、その継続ということではなくて、まさに市民の足として買い物難民をつくらない、やはり病院にも本当に安心して病院に行けるという、そういう環境をつくる、そういう役割を担うべく今から準備をしていく必要があるんじゃないかということ、そういう点で、これはこれとして頑張っているという点では評価をするものであります。

そういう今後の役割そのものを、これはこれとして継続しながら新たな課題に取り組んでいくという、そういう点でどうお考えか。また、利用者の中で新たにそういうニーズが出てきているんじゃないかというふうに思うわけでもありますけども、利用者のそういう意見とかいうのがありましたらお聞かせをいただきたい、このように思います。それが1点です。

それから、防犯灯の設置事業補助金です。これは、もうご承知のように防犯灯の新規の設置については2分の1の補助をすると、こういうやつです。大字間等については上限5万円でしたか、負担をすると、そういう制度であります。私は、この間やはり市民の夜間の通行の安全、本当にどういうふうにしてこの防犯灯の設置事業を拡充をして目標を達成するんだということまで言ってきたわけでもありますけども、やはりこの防犯灯の設置の推進、安全の確保という点で障がいになっている1つは、やはり2分の1の負担があるということですね。これは旧當麻町ではなかったことであります。これは全額公費で設置をされてきたという経過があるわけです。この間、やはり合併時にはサービスは高く負担は低くというそういう約束をして現在に至っていると、確かに一部低下したもんがあるいうんもありますけれども、おおむねその合併時のサービスは高く負担は低くの線ではやはり来ているわけです。そういう意味でこの制度もやはり一歩ずつは前進してきている、本当に課長のこの間の取り組みについては評価をしているところでもありますけども、もう一歩踏み込んで、やはり合併時の約束をきちっと守って、報告できるような環境をつくっていただきたいというのが1つ。

それから、やはり街灯の設置に関しては、やはりこれは行政として市民の安全、健康福祉を守るというそういうまず責務があるわけですから、その安全を守るという点で、やはり通学路、通勤買い物道路、大字間の通行、ここについてはやはり大字任せではなくて、やはり行政がちゃんと計画的に整備をしていく、そういう計画を持つということが必要ではないか、このことももう何回も言ってきました。だから、その点についてどのようにご議論をさせていただいて、どういう到達点になっているかお聞かせをいただきたい、これが2つ目です。

3つ目は、これも定番になりました。43ページの葛城広域行政事務組合の負担金、これ、このふるさと創生基金をもちろんな組合の役割、休日診療所の運営とかいろいろあるんですけども、基金を活用した運用した葛城広域行政事務組合の活動、これについて、私はまず平成23年度はどのような取り組みをなされたのか、どのような10億に及ぶ基金を活用して、ど

のように活用されたのか、このことをお伺いをしたいと思います。

寺田委員長 よろしいか。

市長。

山下市長 白石委員の質問にお答えします。私の方からは公共バスについて答弁をさせていただきます。

合併をしたときには、新市建設計画の中で施設間利用という目的のもとに葛城号を導入し、施設の間のバスとして運行をされました。そのあと、山手の大字であったりとか大きなバスが入らない地域に関してやはり我々のところへも来ていただきたいという話がありましたので、ミニバスの就行並びに新庄地域、當麻地域の行き来ができるように、現在社会福祉協議会でゆうあいステーションで運行しておりますゆうあい号も、当初はゆうあいステーションに送り迎えするためだけのバスでございましたけれども、これも市の公共バスの一翼を担っていただくということで、この3つのバスを連携をさせながら運行してまいりました。しかしながら、この3つのバス、ミニバスと葛城号は1台ずつでございますので、時間を合わせるというのがかなり難しく至難の業というか、それで各公共施設で行われる講座であったりとか、そういうところに時間どおりに行こうとするとかなり早い時間に行かないといけないとか、終わりの時間で乗ろうとすると全く乗れないというような話も聞かせていただいております。

また、各大字の懇談会、4年で回らせていただきましたけれども、特に山手の大字のところからこういうお話を聞かせていただく。市長ミニバスは絶対になくさないでいただきたいと、これは我々にとっては生活の足なんですと、自分はもう車にも乗れないから、山からミニバスに乗って下に降りてきて買い物をする、いろいろと用事を済ませて子どもの家に行くと、お昼とか夕方とか子どもに上までまた送ってもらわないと生活ができなくなるんだと、もしこのバスがなくなってしまうと、もうこの山の方から長年住みなれた場所から離れてしまわなければならないというお話を聞かせていただきました。また、ほかの大字からは、もっともっと違う活用、例えば病院に行きたいんだとか、買い物をしたいんだとか、そういう形でこのバスを活用したい、たとえ100円、200円、ワンコイン、ツーコインを支払ってでももっともっと便利にしてもらいたいというお話、リクエストをたくさんいただきました。

この葛城市を取り巻くバスの状況でございますけれども、今、奈良交通が忍海駅から山手の山麓を通過して高田駅の方までバスを運行されています。これは、合併をしたときからもうずっと奈良交通としてはこの路線の廃路というか、そういうお話、打診というのが何回も来ておまして、いや、いやずっと就行を続けていただきたいというお話を、これもずっとお願いをしながら、不採算路線にもかかわらず運行していただいているという状況でございます。

そういう状況の中で、我々先ほど葛城広域事務組合のメンバー4市1町と、奈良県知事との懇談会というのが、今年に入ってから2回開催をされております。1回目はいろいろと課題を提出をして、知事と県と各市との課題の洗い出しというのをさせていただいたんですけども、2回目の中でより具体的に話をしようというところから出てきたのが、この公共バスの問題でございます。御所市も香芝市も同じように公共バスを走らせておるけれども、やはり

自分のとこの中だけではどうしようもないと、やっぱり他の地域、例えば橿原市、大和高田市と連携をしながら乗り入れをするというようなことも含めて一緒に考えられないだろうかということ、4市1町の中で話し合いをしました。

そこで決まったということはないんですけども、これから重要な課題であるから、これは県も含めて、また奈良交通も含めて一緒に取り組んで、広域的に地域間の中で活用できるバス路線というものを考えていけないだろうか、また医療機関や、また買い物等にも日常生活にも活用できるようなバスとして、広域にまた住民の皆さん方の期待にこたえられるようなバスの運行ということを課題としていこうということが決められました。

この間、7月の末か8月の頭だったと思いますけれども、奈良交通の社長がかわられたということでごあいさつに來られました。そのときにいろいろと話し合いをして、先だつての知事との懇談会の内容等もお話をさせていただいた上で、奈良交通としても積極的にこの議論の中に参加をいただいて、どういうバスの運行ができるのか、我々自治体の方から委託料を渡してやる方がいいのかどうしたらいいのかということを実際に考えていきたいと思います。これからどういう形の議論になっていくのかということとはわかりませんが、私の思いとしては、できるだけ住民の皆さんの生活の足として、この公共バスが活用いただけるように、白石委員がおっしゃるように、今までは施設間利用のバスとして新市建設計画の中で定められたバスでございましたけれども、1歩そこからステップアップなのか踏み出すという言い方なのかわかりませんが、住民の皆さん方の足としての公共バスをしっかりと行政として、葛城市として考えていき、それを皆さん方の前にできるだけ早くご提示をさせていただけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

寺田委員長 菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

ただいま白石委員からのご質問でございます。葛城市の街灯設置の今後につきまして、また安全を守る点、通学路、また買い物などお通りになるそうした道路についての街灯設置のご質問であったかと思ひます。

葛城市におきましては、葛城市街灯など整備事業補助金交付要綱、平成17年3月31日に策定された要綱に基づいて街灯設置の事業を進めさせていただいております。先般のまた決算、また予算委員会などでもご質問いただいておりますので、過去の状況を調べさせていただきましたところ、葛城市となりました平成17年から平成23年までの街灯の設置補助事業につきましては560基、年平均で80基でございます。また、総額予算につきましては、941万1,946円となっております。

この要綱につきましてでございますが、平成21年度に要綱に大字間の規定を導入させていただきました。白石委員のお話にありましたように、補助が2分の1、50%というお話でございましたけれども、この大字間の規定によりまして、大字間におきましては75%の補助を事業として取り組んでおるところでございます。

また、平成23年度におきましては、要綱に取りかえ補助の規定を導入させていただきました。古くなった街灯などを取りかえる際の補助をさせていただいておるところでございます。これにつきましては、平均80基という形の中で流れておりましたこの件数でございますけれども、平成23年度はほぼ倍の155基の街灯を整備していただきました。内訳としまして、新設で76基、取りかえで79基でございます。また、要綱によります大字間に際しての設置は何基あったのかということにつきましては、1基でございます。今後の葛城市の取り組みではございますけれども、当時、合併前は、街灯設置に係る国、県からなどの補助がございまして、その補助を活用して旧町で設置されていた経緯がございまして、現在そうした補助がございませんので、市の事業として取り組んでおるところでございますけれども、今後どのようにすればよいのか、引き続き協議検討をさせていただきまして進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

寺田委員長 和田課長。

和田企画政策課長 葛城広域行政の10億円の基金の活用ということに対してのご質問でございますが、現在、葛城広域行政事務組合の方で持っております基金10億円につきましては、現在、御所市、大和高田市、それから香芝市の土地開発公社の方に貸し付けられております。この10億円の基金の運用に当たりましては、非常にこの3市の開発公社の方、金融機関の方は締めつけの方がきつうございまして、長期保有に係る貸付金に関してはなかなか借り入れできないということもございましたので、この10億円をこの3市の開発公社に貸し付けるという形で運用しております。当然、貸し付けということでございますので、毎年それに伴います利息の収入というのが広域行政事務組合の方にございます。この利息をもちましての事業の運営の方でございますが、1つは葛城広域行政事務組合構成市町村の中での観光事業の補助ということで300万円という形で出ているのが1つ、あと葛城広域周辺のイベント事業、葛城広域圏内での1つのイベントを別にやろうということで、そういったことで100万円なり、あとJ C葛城青年会議所様の方の主催事業に対する補助なりで、そういった利息の運用をさせていただいております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれご答弁をいただきました。公共バスの運行については、市長も創設当初からの話をさせていただきました。新市の建設計画では、私の記憶ではこの事業費は4億円であったというふうに思います。それからしたら8年たったといえども、ささやかな事業費で運行をしているということが私は言えるのではないかというふうに思います。

今、市長が言われたように、本当に山間あるいはこの中心部から離れたところのお年寄りや交通弱者と言われる子どもたちは、やはり交通手段としてこれからこの公共バスの役割が非常に大きくなるということであるとともに、そういう、やはりこれがなければ生活していけないんだという、そういうニーズ、声はやはり市長の方へも届いているということについては、これは本当にやっぱりそれをもとにして、力にして、やはりこれからの公共バスのあ

り方、どういうふうにしていくかということの端緒にさせていただいて、具体的にこの5年、10年の計画をもって進めていただきたい、このように思います。

市長はやっぱり今の公共バスの事業から1歩踏み込んで、1歩踏み出して、行政としてどういうことがやはりできるかということを示唆できるように努力をしたい、こういう答弁がありました。あわせて、葛城広域行政事務組合の中で知事を含めてそういうことが議論されたということは、これは僕初めて葛城行政事務組合のその事業の中で、休日診療なんかはそれは別にして、本当にやっぱりこういうことこそ本当に議論をしてもらわなきゃならないことなんだというふうに思いますし、初めてこういうことが出てきたということは大いに評価をして、本当に近隣の市長と実現できるようにやっぱりしていただきたい。これからまさにこの施設間だけでなく、万代への買い物とか、オークワへの買い物、あるいは高田の市民病院であったり御所の済生会病院にも、この公共バスが御所市や大和高田市と連携して運行される、そういう遠いことではなくて近い展望として計画としては持っていたきたい、このことを述べておきたいというふうに思います。

街灯の設置について、菊江課長はこの間、本当に毎回、毎回これまでの取り組みについて検証され、そしてこれから何ができるかということでお考えになっていただいているというふうに思います。いろいろこの間の平成17年からの取り組みについてお伺いをしたわけですが、それはそれとして大いに私は評価をしておきたいと思うんですが、気になるのが1件ありましたね。平成23年度の補助事業によって155基設置されたと、新規で76でしたか、補修、改修等で79ということでありましたが、そのうち大字間が1つですか。

(「はい」の声あり)

白石委員 これがやはり気になるんですね。やはり大字間ということになりますと、これはもう当然だれがこの設置の費用やら管理の費用を払うんだと、これは当然こうなるのは当たり前ですし、それぞれの大字によって財政力が違うわけですから、これはどうしたってその間は通学路であったり、新庄小学校から寺口へ向いて、あるいは山田から平岡へ上っていく、そういう通学路を想像すれば、これはどこが負担をするんだということになる、これはだれでもわかることです。だから、当然この1基というのは、やはりそういうところに大きな原因があるんだということを、更にこれまで行きました大字間、いわゆる通学路、通学路もそうですね。ずっとやっぱり大字間通っていくわけですよ。買い物もそうですね。通勤もやっぱりそうですね。やはりそういうところこそ、市が責任を持ってやはり計画を立て、やれば、これ1つなんてことはないはず。私は、一番記憶にあるのは旧新庄町の時代はこういうことを常々お願いをしてきたわけでありましてでも新村から忍海小学校とか、あるいは山口から新庄小学校、この間の街灯の設置をやはり市が責任を持ってやったという経過があるんですね。だから、それはもうやろうと思えばできるわけですから、ぜひ検討していただいて1歩踏み出していきたいということとともに、やはり本当に合併を完成させていく、更に新市の建設計画をやり上げて、新しい葛城市のまちづくりに進んでいくいうためにも、合併時の約束であった、サービスは高く、この精神をきちっとやり上げて、新たなまちづくりに進んでいくということをしなきゃならんと思いますので、よろしく、やっぱり當麻では負担なかつ

たんでしょう。ありましたか。

寺田委員長 菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課菊江でございます。

當麻町当時は負担なしということでございます。

寺田委員長 はい。

白石委員 委員長もお聞きいただいたとおりであります。當麻町では負担はなかったということですので、そういうことを受けて新たにこの取り組みを、課長大変ですけども、1年間またかけて、また、1年もないか、予算また来よるからね、ありますけども、ぜひお願いをしておきたい、このように思います。

それから、最後にしときます。葛城広域行政事務組合のやはり広域圏として本当のその広域のニーズをとらえて、別に合併しなくたってできる仕事がいっぱいあるんですよ。だから、そういうことこそ私はやっていただきたい、今市長からたまたま公共バスの件についてそういうご答弁をいただいた、これこそやはり広域行政が手を上げていってできることだと、これは1市だけではこれなかなか難しいですよ。だから、これはもうぜひ契機にさせていただいて進めていただきたいということと、あわせて、基金の運用です。10億円を貸し付けてるんですね。長期に貸し付けをしている。これ、一時貸付じゃないんですね。私は一時期、これ一時貸付かと思っていましたけども、そうじゃなくて長期に貸し付けをして、そこから金利の利息、収入を得ていると、こういうことであります。これは葛城広域行政事務組合の規約を見ても、基金の設置というのが第12条にあります。これは第12条の第1項はこれはもうふるさと市町村圏基金を設置するということになっているだけです。第2項は、基金は組合市町村の趣旨等により設置する、第3項、これは基金の運用から生じる収益は第3条第4号に規定する事業を実施するための財源として利用する、これは間接的にこれは確かに第3条第4号といいますと、ふるさと市町村圏に基づく事業の実施に関する事務、こういうことで、これはこのように使われているというふうには思うんです。

しかし、通常、基金の運用ということになれば、これは最も有利な形で運用する、安全かつ最も有利に運用するというのがこの趣旨だと思います。しかし、ここは、運用してもうけるとかそういうわけじゃないわけですから、その果実でいろいろ事業をやっていこうということなんですね。それが名前上げてあれですけども、大和高田、それから香芝、それから何と言いましたか、御所にそれはどのぐらいお貸しになっているかわかりませんが、実際に組合自身が銀行から借り入れてお貸ししているわけですよ。その分金利をいただいていると、当然利ざや稼いでいるんだろうというふうには思うわけですね。この辺はどうですか。

寺田委員長 和田課長。

和田企画政策課長 今のご質問の件でございますが、毎年1年契約でということで更新されておるのが実態でございます。3市の開発公社の方に対しまして、利息も当然一般的な銀行のプライムレートを参考にいたしまして算出しておるようでございます。そういった中で1年更新の中で毎年利息を得ていると、その中で事業を行っているというのが実情でございます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 利ざやはないわけ。

和田企画政策課長 利息として入った収入の方でございますが、全てそういった先ほど申しました事業、構成市町村の観光事業の補助なり、J C葛城青年会議所様の事業なり、あと地場産業フェアの事業補助なりと、また構成市町村の中で毎年交代でイベントを行っていかうということで、そういったイベントの補助ということです。大体500万円から600万円ぐらいの間でございます。その利息収入につきましては、そういった事業で使っているというのが実情でございます。

寺田委員長 よろしいな。もうこれ最後に。

白石委員 とにかく、こういう予算議会の中でのお話では、平成いや、いや、そういうことじゃなかったですね。要するに香芝、あるいは大和高田でしたか御所でしたか、この開発公社は解散するというふうなお話がありましたので、これはもうぴしっと行政としてこれは責任を持ってお返しをしていただいて、正常な形で運用をしていくというふうにしていただけるというふうに思うんですけど、これはいろいろプライムレートと言いましたけど、銀行はなぜ貸さないんですか。貸しますよ。貸さないことはないと思う。そのかわり金利は高いはずですよ。だから、そんなことはもちろん行政機関としてそれはできないにしたって、やはりこれはもう正常な運営と言えない、基金運用とは言えないわけですから、きちっと組合議会で議論していただいて、早急に解散を待たずにちゃんと正常な形にしていただくということをお願いをしておきたい、そういうことが葛城市の議会で問題になってるんだと、こんなことでいいのかと言われていたということははっきり言っていただいていいというふうに思いますので、よろしくをお願いをしておきたいと思います。

以上です。

寺田委員長 ほかにもうございませんな。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 そしたら、これで1款、2款終わりたいと思うんですが、ご了解願いたいと思います。暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後0時06分

再 開 午後1時30分

寺田委員長 それでは、午前中に引き続きまして、3款、4款の民生費及び衛生費の説明を求めます。山岡会計管理者。

山岡会計管理者 会計課山岡でございます。それでは、51ページ3款民生費よりご説明申し上げます。3款民生費では全体の支出済額といたしまして41億5,258万5,078円でございます。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では6億5,601万800円の支出でございます。めくっていただきまして52ページ、主なものといたしまして、12節の役務費で323万2,782円、19節負担金補助及び交付金で2億6,982万7,876円、28節繰出金で2億702万7,312円でございます。

次に、2目国民健康保険医療助成費では、28節の繰出金で1億2,288万1,440円でございます。

す。

次に、3目後期高齢者医療保険医療助成費では、28節の繰出金で5,696万880円でございます。

4目障害者福祉費では、4億5,324万6,087円の支出でございます。めくっていただきまして54ページ、主なものといたしまして13節委託料で2,026万3,855円、20節の扶助費で4億2,427万7,526円でございます。

次に、5目老人福祉費では、3億8,899万6,598円の支出でございます。めくっていただきまして56ページ、主なものといたしまして、13節の委託料で1,358万9,524円、19節負担金補助及び交付金で2,070万2,000円、20節扶助費で8,633万3,325円、28節の繰出金で2億6,017万1,977円でございます。

次に、6目いきいきセンター管理運営費では3,346万9,878円の支出でございます。めくっていただきまして58ページ、主なものといたしまして7節の賃金で490万796円、11節の需用費で1,055万6,012円でございます。

次に、7目福祉推進費では、1億686万7,644円の支出でございます。主なものといたしましては、13節の委託料で6,043万8,255円、19節負担金補助及び交付金で4,003万4,000円でございます。

次に、8目旧老人保健医療事業費では322万7,562円の支出でございます。主なものといたしましては、23節の償還金利子及び割引料で321万4,498円の支出でございます。

次に、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、2億7,837万559円の支出でございます。めくっていただきまして60ページ、主なものといたしまして、13節の委託料で606万2,156円、20節の扶助費で2億1,954万5,770円でございます。

次に、2目児童措置費では11億776万5,810円の支出でございます。19節の負担金補助及び交付金で2,799万5,940円、20節の扶助費で10億7,976万9,870円でございます。

次に、3目保育所費では4億9,277万3,003円の支出でございます。主なものといたしましては7節の賃金で7,772万2,811円、めくっていただきまして62ページ、15節の工事請負費で1億5,101万2,850円、17節の公有財産購入費で1億3,555万9,253円でございます。

次に、4目児童館費では3,412万7,793円の支出でございます。主なものといたしまして、7節の賃金で2,208万1,397円でございます。

めくっていただきまして64ページ、5目母子福祉費では20節の扶助費で2,265万6,052円の支出でございます。

次に、6目地域子育て支援センター事業費では1,251万69円の支出でございます。主なものといたしまして、7節の賃金で299万9,275円でございます。

次に、3項1目国民年金事務取扱費では1,785万4,736円の支出でございます。

次に、4項生活保護費、1目生活保護総務費では2,222万3,384円の支出でございます。めくっていただきまして66ページ、主なものといたしまして、13節の委託料で144万5,220円でございます。

次に、2目扶助費では3億4,264万2,783円の支出でございます。20節の扶助費で3億3,27

2万4,867円、23節の償還金利子及び割引料で991万7,916円でございます。

5項災害救助費は支出はございませんでした。

次に、4款衛生費では全体の支出済額といたしまして15億4,787万6,207円でございます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では1,817万8,802円の支出でございます。主なものといたしまして、19節の負担金補助及び交付金で1,121万6,818円でございます。

めくっていただきまして68ページ、2目予防費では8,583万237円の支出でございます。主なものといたしまして、13節の委託料で7,162万5,489円、19節の負担金補助及び交付金で498万3,757円でございます。

次に、3目生活衛生費では225万4,752円の支出でございます。

次に、4目健康づくり推進事業費では2,523万2,756円の支出でございます。主なものといたしまして、13節の委託料で1,875万4,184円でございます。

めくっていただきまして70ページ、5目母子保健事業費では3,163万1,082円の支出でございます。主なものといたしまして、13節の委託料で2,177万4,997円でございます。

次に、6目保健施設費では8,212万334円の支出でございます。主なものといたしまして、13節の委託料で599万915円、14節の使用料及び賃借料で542万4,585円でございます。

次に、7目環境衛生費では4,482万5,279円の支出でございます。

めくっていただきまして72ページ、主なものといたしまして、11節の需用費で202万4,459円、19節の負担金補助及び交付金で716万8,074円でございます。

次に、8目火葬場費では2,626万211円の支出でございます。主なものといたしまして13節委託料で1,497万1,740円でございます。

次に、2項清掃費、1目清掃総務費では8,896万3,986円の支出でございます。めくっていただきまして74ページ、主なものといたしまして、13節の委託料で432万6,760円の支出でございます。

次に、2目塵芥処理費では5億7,442万9,697円の支出でございます。主なものといたしまして、8節の報償費で2,500万円、13節委託料で2億2,426万9,969円、めくっていただきまして76ページ、15節の工事請負費で9,990万7,500円、18節の備品購入費で2,662万9,130円でございます。

次に、3目し尿処理費では2億5,359万6,834円の支出でございます。主なものといたしまして、7節の賃金で881万2,450円、13節の委託料で629万6,615円、19節の負担金補助及び交付金で1億8,681万6,708円でございます。

次に、4目地域循環型社会形成推進事業費では3億1,455万2,237円の支出でございます。めくっていただきまして78ページ、主なものといたしましては、13節の委託料で6,816万8,625円、15節の工事請負費で1億7,733万6,495円、17節の公有財産購入費で4,749万3,273円、22節の補償補てん及び賠償金で1,902万3,700円でございます。

以上で、3款民生費、4款衛生費の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

寺田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

白石委員。

白石委員 それでは、午前中に引き続き質疑を行ってまいりたい、このように思います。

まず民生費の52ページ、民生児童委員活動に係る経費が載っております。民生児童委員の役割というのは申すまでもなく、社会奉仕の精神を持って常に住民の立場に立って必要な援助を行い、その社会福祉の増進を図る、まさにそのボランティアの活動を行われているわけです。しかし、この民生児童委員の役割というのは、昨今のその少子高齢化社会の中で、本当に重要な役割を果たしていますし、また私も民生委員に友人いますけれども、それこそ月に2回はひとり暮らしのお年寄り、高齢のご夫婦の世帯を回って声をかけていろんな要望も聞いてくると。日曜日にかかわらずやはり電話がかかってくるというふうな、そういうことですね。本当に頭が下がる思いであります。民生委員の役割がそれぞれ地域で本当に発揮され、それが行政の事務のつなぎ役として大きな役割を果たしていただくということが大切なことだと思うんです。

そこで、この間懸念をしておりました民生委員が欠員の地域があったということでもあります。この1年間その指摘を受けてどのように取り組まれ、結果として民生委員を選任することができたのか、この点の報告、説明を受けておきたい、このように思います。

それから、54ページの障害者福祉費についてお伺いをしてまいるわけですが、個々の給付、あるいは扶助費等、そういうものではなくて、この間この自立支援法に法改正があり、更に今民主党の中で総合福祉法という、福祉総合法やったかな、法律の名前だけを変えて実際の実態は変わっていませんけれども、利用者、障がい者に対して利用料については利用に応じて利益を受けた応益負担という形で行われているわけです。この法律というのもまさにこの世界の先進国では例を見ない、重度なサービスが必要なそういう人ほどこの負担が重くなると、こういうものであります。当然、そういう矛盾のある法律ですから、いろんな減免制度がつくられてやってきた、そのこと自身が法としてやはり障がい者福祉の本来の目的を達成していないと言わざるを得ない、そういう状況でありますけれども、実際に自立支援法に基づく諸給付に占める利用者の負担の割合が実際にどのようになっているか、どのように推移をしてきたかという点をお伺いしておきたいというふうに思います。

更に、自立支援法と名前を変えた現行法の内容、どの点がどのように違うのかという点がありましたらご説明をいただきたい、このように思います。

それから、56ページの老人福祉費の委託料でありますけれども、地域の居場所づくり推進事業委託料、これの平成23年度で実施されたこの成果についてご報告をいただきたいと、このように思います。

とりあえず3つでよろしく申し上げます。

寺田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

先ほど来から欠員になっていらしゃいました北道穂の民生委員さんでございましてけれども、8月の末に推薦委員会を開きまして大字の区長から推薦いただいた方を推薦していただきました。また、今現在としましては、県の方、また国の方に委嘱状の方をお願いしているとこ

ろでございます。

次に、障がいサービスの負担割合でございます。通常でしたら1割負担というところがございますが、所得によって負担なしという場合もありますので、障がい福祉サービスにつきましては、0.5%の負担率でございます。

また、補装具につきましては、同じく1割負担ではございますけれども、その所得割合によって減額されます。実際の自己負担の割合としましては、4.12%ということになっております。

次に、平成25年度総合福祉法に変わりますけれども、これらにつきましては、今、応益負担から応能負担ということで今策定されております。また、平成25年の4月からは難病が障がいというような位置づけになるところでございます。

以上でございます。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口でございます。よろしくお願いたします。

地域の居場所づくり事業でございますが、地域の公民館活動におきまして高齢者に必要な改修工事及び机、いすなどの備品を各公民館単位で整備を行いました。内訳でございますが、トイレの改修や手すり据えつけなどのバリアフリー化の推進が8カ所、街灯、下駄箱改修等施設の改修が4カ所、座いす、テレビ、冷蔵庫等の備品購入が56カ所ございました。

以上です。

寺田委員長 よろしいですか。

白石委員。

白石委員 民生委員の北海道穂、具体的にお名前も上げていただきましたけれども、本当に決まってよかったというふうに思います。本当に民生委員そのものが地域の頼りになる人材として活躍されることを念じておきたいし、民生委員の仕事というのは本当に大変であります。そういう意味で、もちろんこの研修等を盛んに取り組んでいるということは認識しておりますけれども、やはりそのばらつきがやっぱりあるんですね。だから、本当に一生懸命やってくれる人と、なかなか連絡もとれない、相談にもなかなか行けないという、やっぱりそういう民生委員も聞いています。ですから、ぜひこの民生委員そのものの意義、その活動の意義、そういうものを徹底をしていただいて、ぜひこれはもう民生委員におんぶに抱っこではこれだめですから、私たちはもう地域では民生委員と一緒に市民の皆さんの相談とかそういうふうに対応しているわけですが、行政がそれこそ民生委員を頼りにして民生委員に負担をかけるというだけではだめですので、ぜひ、この民生委員との連絡を密にして、民生委員のいろんな悩みごと、相談ごとに答えられる、そういう状況、環境をつくっていただきたい、このことを述べておきたいと思います。引き続き、活動をよろしくお願いをしておきたいと思っております。

それから、自立支援法に基づく、これが最後の年度になるのかなというふうに思うんですけども、そういう認識でいいのかどうかはわかりませんが、実際にこれまで応能負担で原則的に負担はゼロでした。それが先ほど課長の答弁があったように、いろいろな減免制

度、所得による減免制度等を使って0.5%、その補装具については4.12%の負担がやはり掛けられているということでもあります。

本来、サービスを受けることによって、本当に健常者と同じような生活、活動ができるという、そういうこの制度、条件をつくっていくのが、これが国の役割であり地方自治体の役割であるというふうに思うんですね。ところが、この自立支援法そのものは、サービスを受けたその量に応じて利用料を徴収するという、こういうことが行われたわけでもあります。

皆さんもご承知のように障がい者のこの障害年金、1級で幾らでしょうか。8万円少しじゃないですか、2級で6万6,000円ぐらいですか。本当にこれでは経済的にまず生活できないじゃないですか。その上に健常者と同じように生活しようと思えば、これは当然いろんなサービスを受けなければできないわけです。障害者基本法ができました。それはその法に基づいて諸制度が整備されているわけでありまして、根本のところはこれきちっと改められないと、それこそ日本は国際的に非常に障がい者施策において後進国と言わざるを得ないと、そういう状況になるわけで、ぜひそういう点では、この自立支援法にかかわらず行政がその障がい者の家族と障がい者の生活を支える施策を一層充実することを求めている、このように思います。

それから、これは補正予算でしたでしょうか。地域の居場所づくり推進事業委託料という形で、これ、100%でしたかね。県の補助でいわゆる条件整備、環境整備をしたというわけですね。これはこの事業にとどまらず、これから本当にこの居場所づくりのソフトをやはり本当に取り組んでいくという必要があるというのは、これはもう痛切に感じますので、いろんな活動に取り組んでいる例、私も知っていますけれども、先進的な事例がありましたらご紹介をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。ほかの課でもええよ、いろんな形でやってるじゃない。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 一般会計と違うんですけども、特別会計の方でサロン事業とかいう形で公民館を中心に活動しているような事業はございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 これは少なくとも、行政として事業としてやっていくというわけじゃありませんので、確かにそれは当然そういう環境づくりをしていくということが大事だというふうに思うんですが、やはり動機づけはやっぱりしていかないかんいうふうに思うんですね。だからそのところでやっぱりイニシアチブを発揮していただいて、それこそ地域振興のための多くの助成もしているわけですから、そういう助成と合わせて、こんな1回しか多分ないと思いますわな。これを契機に子育てなりお年寄りのそのサロンの活動、そういうことを連携してやっぱりやっていただきたいというふうに思います。単なる施設設備の充実というだけで終わってしまったんでは本来の趣旨が生かされないということですので、この補助制度があるからこれを単に使ったというだけでは、これはもう本当に効果を生むことができないわけですから、その効果をきちっとあらわすような動機づけをしていただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

寺田委員長 市長。

山下市長 幾つかの取り組みがあります。北花内の公民館でもお年寄りのティーサロンみたいなことをされたり、尺土、またイトーピアの公民館、ああいうところを活用されて、子育てのためのサロンという形でボランティアで出てきていただいて、自分たちが子どもたちを育てるときに使ってたおもちゃとか、近所の人たちが出してくれた絵本とか、ああいうのを使いながら、子育てサロンを参加者から100円、200円、そういうお金をいただきながらやっておられるというのを、実際に私も視察に行かせていただいて見させていただきました。

やはり、何よりも公民館等をよく活用していただいて地域の方々のコミュニティが活発になっていくこと、それが私も大事だと思いますんで、これからそういう形で積極的に公民館等を活用していただいて、そういう活動がしやすい環境を行政がどうやってお手伝いをしていくのかということが1つの大きなテーマであるというふうに思っておりますので、白石委員がおっしゃるように、行政としても知恵を絞って、ソフト部分でもお手伝いができるようにやっていきたいと思っております。

寺田委員長 よろしいか。

白石委員 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 それでは、私も午前中に引き続き質疑をさせていただきます。

まず、決算書では56ページの賃借料の例年間かせていただいております緊急通報装置のシステム使用料、この件で、この成果表では18ページにその事業の設置者数等の内容が掲載をいただいています。まず、昨年度1年間でどのような推移をされて、前年に比べて設置者数がどの程度ふえたのか、また、現状、今この通報装置をつける資格といいますか、ひとり暮らし等の高齢世帯の方はどの程度いらっしゃるのかというのもあわせてお示しをいただきたいと思えます。

それと、この老人福祉の方では、あわせて実際今数字にはあらわれているのはいきいきセンターのようなんですが、58ページのところに講師謝礼であるとか、そういった形で載せていただいています。この成果報告書に基づいて少し質疑をさせていただきたいんですが、19ページのいきいきセンター管理運営費の中で、いわゆる生きがい対策事業開催状況というのがありまして、パッチワークのキルト教室とか、陶芸、園芸、やはりこのいきいきセンターでご利用になられる方等々が、やはりこの事業の名前のおり、生きがい等を求めてさまざまな教室に入校されているということなんです。1つここでグラウンドゴルフ教室というのがあるわけなんですけれども、この実際の定員の募集状況、今現状では22回開催して生徒数は19人であるというふうにご報告いただいています。実際定員がどの程度いらっしゃるわけですから、それでこの運用について当然グラウンドゴルフというのは講師の方もいらっしゃるわけですから、どのような形でこの教室が運営されているのかというのも少しお聞きをしたいと思います。

最後に少し飛びますが、児童福祉費の決算書では60ページの扶助費、乳幼児医療費並びに小児医療費扶助というところがございますが、乳幼児のことは細かくこの成果表にも20ページのところで年間の助成件数、受給者数等が掲載をいただいておりますから、これもこれで結構でございますが、いわゆるその小児医療の方です。この決算書に基づきますと、この23年度は539万9,276円という事業成果でございましたが、件数並びにこれは歯科診療といわゆる入院医療費ということの助成だろうと思っておりますので、件数とその受給された人数等を教えていただきたいと思っております。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの朝岡委員の質問にお答えいたします。

緊急通報装置の推移でございますけども、新規設置は23台でございました。それから撤去の方は24台ということで、撤去の内訳といたしましては死亡が9、転出が3、入院、入所が6、自己申告が5、その他1というふうになっておりまして、その他保守切れによる機種交換が12件ありました。

それで、ひとり暮らしはどれほどかということでございますが、これにつきましては、平成23年10月に民生委員の協力のもと行った調査結果で申しますと、ひとり暮らしの方は714名の方がおられます。なお、緊急通報装置の設置につきましては、ひとり暮らしの高齢者であり、体に何らかの疾病がある方ということで対象といたしております。

それから、次にいきいきセンターのグラウンドゴルフ教室の現状でございますが、募集いたしました際には、これからグラウンドゴルフを始めようとする方、または初心者の方などを対象といたしまして、グラウンドゴルフの基礎から試合形式の実践までということで、募集定員は30名ということで募集させていただきました。平成23年度は19名の生徒が募集されたということでございます。

それから、講師の方につきましては、連盟に所属するクラブに所属しておられる方を、毎年同じ方でございますが、お願いしているというような形で実施させていただいております。以上です。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。ただいまの朝岡委員からの質問にお答えしたいと思います。

決算資料の中の20ページにおきまして、乳幼児、医療費扶助が5,313万3,765円、3万3,684件、4,372人と記載されております。そのうち、小児医療費扶助に係る分につきましては内訳を申します。金額が539万9,276円です。そして、年間の助成件数が2,168件になっております。受給者数といたしましては、2,009人の人数です。そして、その内訳なんですけども、入院と歯科外来の件数金額について申します。まず、入院につきましては32件になっております。金額が193万7,916円です。そして、歯科外来の件数が2,136件で金額が346万1,360円になっております。

以上です。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 それぞれの所管の課長から詳しくご説明をいただきました。通報装置は結局新規で23台つ

けたけれども24台返却があったということですよ。ですから差し引きマイナス1ということですよ。714世帯とか人というのは、ひとり暮らしの高齢者の方でそれにまだ更にそういう障がいを持つ方を加えともう少しふえるということですよ。そういう考え方でいいんでしょうか。いずれにしてもここに書いてますように、仮に714世帯とすれば、それに対して221ということになると、かなりまだまだお元気の方がたくさんいらっしゃるというふうな見方でもいいんでしょうけども、この通報装置、そういったいろいろな意味の中で緊急に、お昼の場合はゆうあいステーション、夜の場合は消防署でしたっけ、そういったところに緊急に通報するというので、やはりお一人の方、またお昼は共稼ぎ等でひとり暮らしではない方、いろいろな方いらっしゃると思いますけど、この設置台数と実際いらっしゃる全体的な葛城市の中でその資格といいますか、ひとり暮らしの方の数を見ると少し伸び悩んでいるのではないかなというふうな気がします。

昨年の決算委員会で少し気になることを門口課長がおっしゃっていたんですけども、NTT回線の場合は設置ができるけれども、いわゆるADSLや今よく言われている宣伝されているいろいろなNTT以外のそういういわゆる回線の方に電話回線を移行されるとつながらないということを前回の決算委員会でもお示しいただいたんで、それはそのとおりでよろしいんでしょうか。後でちょっと。その対策はどうされているのかということも、もしあれば出していただきたい。

いきいきセンターの場合はよくわかりましたけども、今お示しいただいた数で行きますと実際30人募集されたけれども、半分とは言いませんが3分の2程度のいわゆる参加数であると。これは当初、合併以前からこういういろいろな形の中でグラウンドゴルフ教室を始められたといういきいきはあろうかと思えますけれども、ここへ来てたしか今も、生涯学習の方はお見えじゃないので詳しいことはあれなんですけど、教育長いらっしゃると思うんで間違えてたら言うていただいたらいいんですが、9つ、たしかクラブが市内であったと思うんですよ。それぞれの中で、その地域の中で初心者という協議ができるまでのいわゆるサポートをする役目というのは、それぞれのクラブである程度補っておられているような気がします。だからといって、そのグラウンドゴルフ教室をもうやめなさいとは言っていないでね。

そこで気になるのは、今ちょっと課長が奇しくもおっしゃいましたけども、そのグラウンドゴルフの9つもある連盟の中で、今いわゆる体育協会が所管となってその9つのクラブは1つの連盟ができ上がっているんですよ。その中でその講師の方がずっと同じであると。これはやはりもうそういうグラウンドゴルフ教室自体を、せつかく葛城市が合併されて体育協会も合併になって、9つあるクラブが一堂に連盟をつくっておられるんですから、やはりそういう今後のいきいきセンターの中の事業の運営の中の1つとして、グラウンドゴルフ教室のそういった運用のあり方を、一度その連盟に意見を求める、ゆだねるということも僕は大事なことやと思うんです。何もその人がお一人でやっていたのが悪いとは言いませんが、しかし、やはり今はもう9つもクラブがあって300人近くグラウンドゴルフをされている方がおられるというふう聞いてますんで、そういった中で9つあるクラブの連盟の組織の中でそういった運営のあり方ということも、やはりよく相談された上でこの教室の

開催のあり方というのを決めていただければなど、このように思いますけども、何かご意見があったらおっしゃっていただきたいと思います。

それと、小児医療費、この入院の32件と歯科診療2,136件だったと思うんです。私聞き洩らしてしまいましたすみません。平成22年度と比べてどうなのでしょう。その数というか受給者数も含めてどの程度推移をしているのか、少しそこも教えていただければ。

寺田委員長 中嶋課長。

中嶋保険課長 保険課の中嶋です。朝岡委員のご質問にお答えします。

まず、平成22年度の小児医療費の助成の内訳なんですけど、まず金額が524万8,410円でした。受給者数は、今年2,009人と申しましたが、前年度は2,034人となっております。入院と歯科外来の内訳としまして、入院は昨年34件ありました。件数としては2件減っておりますが、金額は前年度が186万5,720円ですので、7万2,196円ふえております。一方、外来の件数につきましては、昨年1,863件で、今年は2,136件で273件がふえております。金額が昨年338万2,690円に対しまして、先ほど申しました346万1,360円で7万8,670円がふえていると、全体の金額で昨年に比べて15万866円ふえているということになっております。

以上です。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの朝岡委員の質問でございますが、NTT以外、今現在なるべくアナログ回線ということでお願いをしております。ただ、ADSL回線であったり光回線であったり、機能的に制約を受けると、停電になったときに停電時の停電通報がセンターの方に行くんですけども、そういう光回線とかADSL回線の場合は停電通報が行かないというようなことがありますので、その分説明させていただいて、それでもいいよと言ってくれる方にはおつけしているというような現状でございます。

それから、グラウンドゴルフ教室の関係でございますが、朝岡委員がおっしゃいますように、当然葛城市にグラウンドゴルフ連盟もございますので、そちらの方に講師等もお願いして派遣していただくということを今後検討していきたいと思っております。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。ですから、停電のときは、だから若干本来のNTT回線に比べるとリスクがあるということで、全くつながらないとかいうことではないわけですね。その辺はよく今後やはりこういったNTT回線以外に料金の価格設定等で切りかえられる家庭も多いかと思うので、その辺よく検討いただいて、そういったときにも瞬時に対応できるような何か業者の方というか、相談をいただきたい、このように思います。

ですから、ちょっとお答えいただかなかったんですけども、実際221件というのが、本当に利用したいなと思われている方も多いかなと思います。民生委員とのご協議であるとか、いろいろあろうかと思いますが、714という数字からすると少しその貸与の数が充足をしているのかなというのはどうかなという気がしますが、その辺もまた来年度の予算の中でしっかりと反映できるようにご努力をいただきたいと思います。

グラウンドゴルフ教室は、ですから今課長がおっしゃっていただきましたように、連盟の

方の方とよくご協議をなさっていただいて、その今後の運営のあり方をしっかりと現場でご協議をぜひいただきたい、このように思います。

小児医療費の方は、ですからこの少子化の中で歯科診療なんかは270件ふえ続けてきているわけですね。金額にすると540万円ぐらいの全体的な助成費用ということで、これはあくまでもずっとこれは一昨年ぐらいから、平成22年度から続いていたと思いますけれども、ある程度小学校卒業時までという1つの年齢制限があるわけなんですけども、先般の6月の一般質問でも少し触れさせていただきましたし、当時の生野部長が、それを拡充することで経費がこれぐらい見込まれると、いろいろお話をさせていただきました。それで今回ちょっと総務費で議論にならなかったですけど、いわゆるITの共同化等で大きないわゆる恒久的な財源が確保できるというお話の中で、山下市長の今後のやっぱり市政の中の1つの目玉としては、このいわゆる医療費を拡充していきたいと、こういうお話をいろんなところでされていきますけども、今回のこの平成23年度の決算を見て、今後どの程度拡充をしていただけるのかというのも少し山下市長のご見解をお聞かせいただきたい、このように思います。

寺田委員長 山下市長。

山下市長 朝岡委員の質問にお答えをさせていただきます。今回、歯科の治療がふえてきたということ、子どもたちの虫歯が減ってきた、確かに数字としてあらわれてきて、年々虫歯の治療する子どもたちの数というか虫歯の保有数というのがどんどん減ってきております。やはり、それだけ歯というのは一生もんでございますから、乳歯から永久歯に生えかわったときにしっかりと歯を磨く習慣、歯を大事にする習慣をつけておくということで、昔から8020運動とかってございましたけれども、年を重ねても自分の歯で食べ続けられる、それを早くから手立てを打っておくことができるということで、しっかりとそのあたり更に充実をさせていきたいなというふうに思っております。

4年前に私が市長にならせていただいたときに乳幼児医療の充実ということで掲げさせていただきました。歯医者と入院に関しましては小学校6年まで充実をというふうになりましたけれども、通院の部分がどうしてもしんどかった、ここの部分、また当初から思っておった中学校卒業までという義務教育が終了するまで行政の方が助成を出ささせていただくという思いでありまして、しっかりとどのくらいかかるのかということをもう一度内部で検討させていただきながら、先般申し上げましたけれども、ITの共同化、そういうことをやる中で9年間で8億円程度の経費が節減になりました。こういうものを子どもたちの医療費に振り分けることができれば、それは葛城市にとって子どもたちを育てやすい環境ができるんだろうなというふうに思っております。果たしてその財源で手立てができるのかどうかということも含めてしっかりと検討していきながら、前向きに進めてまいりたいというふうに思っております。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ご答弁ありがとうございます。やはり今市長もおっしゃったように、今は歯科診療と入院ということですが、やはり通院という部分ではなかなか県下でもそこまで踏み込めない、これは財源のこともありまじょうし、いろんな面でそこまでなかなか助成制度が拡充できて

ないところが多々あるわけですが、その中で葛城市が本当に今市長初め職員のいろいろな努力の中で恒久的な財源が確保できるということであれば、ぜひとも通院を含めたいわゆる中学校卒業時までの義務教育卒業時までの医療費助成の拡充を実現できていただけるように努力をお願いしたいと、このように思っております。

寺田委員長 よろしいか。ほかに。

吉村委員。

吉村委員 57ページ、老人福祉費の扶助費の敬老年金についてお伺いします。

これは、85歳以上の方に月5,000円を3カ月に1回民生委員にお願いしてお渡ししているわけですが、これ、基本私は本人にということですが、これをお渡しすることに関してトラブルはないのかどうか、その分ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 ただいまの吉村委員のご質問にお答えしたいと思います。

敬老年金でのトラブルということでございますが、ご本人にお渡しするというのが原則でございまして、中にはご本人がちょっと認知症の方がおられまして、その方がお渡ししたのにもかかわらず受け取ってないというような、そういったトラブルはありました。

寺田委員長 吉村委員。

吉村委員 本人受け取っても家族の方が受け取っても判こだけで済まされているんですか、ちょっとその部分を。お名前を書いていたいただいているとか。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 判こを押していただいて受領ということでやらせていただいております。

寺田委員長 吉村委員。

吉村委員 これ、民生委員さん、ボランティアでお願いして、その方がトラブルに巻き込まれるのは大変失礼な話ですので、例えば本人だったら判こだけでもいいですけども、ほかの方だったらお名前をもらって判こをいただくとか、区別できるように、どなたが受け取ったか区別できるようしとかなないと、認知症の方が渡しましたと言っても、私はもらってませんいうて、ほんでお嫁さんがもらったのと違いますかというのをちょっと聞いたもんですから、そういうのもありますので、その点ちょっと区別するような形で受領印をいただかないと、民生委員さんも本人に渡しましたと言っても本人受け取ってないと言ったら、これ見てくださって言えるわけですから、その違いがわかるような受け取り方法というのをちょっと考えていただきたいなというふうに思うんですけど。

寺田委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。

ただいまの吉村委員ご質問のように、やはり認知症とかいうような形で代理受領ということがございます。そういうのを含めまして本人との家族関係を含めたそういう形での受領方法を検討してまいりたいと思います。

寺田委員長 今後の対策を考えるということでご了解願いたいと思います。

ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をさせていただきます。

59ページ、福祉推進費の19節負担金補助及び交付金のこの社会福祉協議会補助金ということで4,000万円余りの決算額が出ております。この間、社会福祉協議会としての役割の見直し、あるいは組織の体制の強化、あるいは自前の事業を本当にどう構築して、本当にその地域に根差した社協にしていくのかということですね。更に、その基金の運用、これらを提起をしまいいりました。その点どのように議論され、どのような到達になっているのかご説明をいただきたい、このように思います。

それから、次に61ページの児童措置費並びに保育所費にかかわることでもありますけれども、この葛城市には民間の保育所が3カ所、そして公立の保育所が3カ所ですか、現在お世話になっているわけでもあります。そこで、お伺いしておきたいのは、全国的にはとりわけ都市部やその周辺の市町村では待機児童という形で社会的なやはり問題になっていて、なかなかこの保育所に入れれないという形で、政府はいろいろその保育に係るこの制度を緩和をして、どんどんこれまで定めてきたいろんな基準を緩和して広げてきている、そういう状況にあるわけですが、葛城市も全く例外ではないというふうに思うんですね。

現状では確かに待機児童はいないということでもありますけれども、この間の推移を見ますと、華表保育所は平成24年度8月1日現在の措置児童は162人です。じゃあ、その平成20年にはどの程度の人数であったかといいますと、119人でしたね。それがこの平成24年には、4年間で43人ふえています。更に浄正院の保育所は平成20年が125人であったものが149人、24人ふえとると、はじかみ保育園は72人であったものが、平成24年には120人、48人ふえているんですね。磐城第1保育所の場合は平成20年当時からしたら5人ふえて63人と、第2保育所は15人ふえて123人、當麻第1保育所は15人ふえて49人ということでもあります。さきの委員会において、磐城第2保育所については定数を120から200にしたところでもありますけれども、公立保育所の場合は一定余裕もありますし、新たに規模を拡大して定員を大幅に広げたということでもありますけれども、この民間保育所の場合は、大幅な定員増になっているんですね。これ実際に計算してみますと、100人以上、115人ですか、平成20年からしたらふえているわけですね。これはじゃあ言ってこの保育の保育士の配置基準とか居室の面積基準を充足していないのかというたら、そういうわけではないというふうに思うんですが、この間この100人を越える増員に対して施設並びにこの法制度としてどのような緩和によって対応されているのか、この点、民間保育所の状況を中心にご説明をいただきたいと、このように思います。切りがいいので、この2つにします。

寺田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願いいたします。

ゆうあいステーションにつきましては、管理委託料のほかに福祉の拠点として設置された法人運営事業、また福祉活動事業がございます。法人運営事業につきましては、社協運営に係る人件費や車両経費、また通信費などを用意しております。また、福祉活動につきましては、ボランティア活動に対する経費、また補助金、また地域福祉権利擁護事業に係る経費な

ど、こういったものに対して補助金を払い込みさせていただいております。また、協議会におきましては、障がい者の方に対して自立支援事業を行っておりますが、本年度からは特定相談支援事業も始まり、このサービスの利用を3年かけて実施していくこととなっておりますが、その事業推進に当たり委託のための調整をしているところでございます。

次に、福祉基金の積み立てでございます。昨年度よりも313万3,130円単年度の積立金がありまして、計2億8,759万4,960円となっております。

基金につきましてはこういうところがございますけれども、この利息につきましては、ボランティア活動の経費や補助金、また病没、交通維持激励、また地域福祉権利擁護事業などに利用されております。

以上でございます。

寺田委員長 岡課長。

岡 子育て福祉課長 子育て福祉課の岡幸子でございます。

国で言われております待機児童につきましては全ての定員によります入所の状況からしましては葛城市ではございませんが、やはり保育所によってはこの保育所ではないとか、ほかの保育所に行けないという理由で考えられる方もおられます。

恒常的に定員を超過している保育園のことでございますが、やはり2年連続で定員を超えたときには定員の見直しということから、県からも要求されていまして、実際、平成22年に華表保育園、浄正院保育園については、120人から130人に定員をふやされている状況でございます。やはり定員をふやすに当たっても、園の平面図等も入れて、実際それが認められるかどうかというのも県で審査された上で認めていく分でありまして、つまり、恒常的には言うものの、その都度見直しをするようにという指示もございますので、2年に1度ぐらいは見直しをしている状況でございます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ、課長の方からご答弁をいただきました。

社会福祉協議会に4,000万円を超える業務の委託をしておるということで、それらの事業の内容については課長の方からご説明いただきましたし、2億8,000万円を超える基金の果実の運用についても若干の説明をいただきました。その現状ではなくて、やはり本来の社会福祉協議会の役割をいかにして果たしていくかということをお問うているわけでありまして、この間、やっぱりこの事業社協というそういう役割だけではなくて、やはり地域に根差した、本当に地域の中で行政の施策が届かないところを、やはり社会福祉協議会が手を差し伸べてこの事業を行い、そして地域の住民福祉の向上に貢献をする、これが私は一番大事なことだと思うんですね。事業社協として確かに大きな世帯で予算規模も非常に人数も立派で驚くほどでありますけれども、やはりしかし、社協としてこの社会福祉法の趣旨目的に合った社協にやっぱり転換をしていくようにすべきだと言っているわけですし、その何よりもこの施設の中でのこの事業運営ということだけではなくて、やはり地域に社協の会員がいるわけですから、そういう会員が本当に地域の中で、それこそこの健康推進委員、あるいはこの大字の役員、

民生委員とともに活動をしていくということが求められる。社協というのは、やっぱり事業計画を持ち、そしてその事業計画に基づいてこれを達成するために組織としてどういう取り組みをしていくのかということをやるのがこれは当然なんですけども、委託を受けた事業をやっていくということだけでは、これは本来の役割は果たしていない、もったいない話なんです。だから、これだけの眠っている資源というか、そういうものがありながら活用できていないというのは、本当にもったいないというふうに思うんです。ぜひこの社協の中にどういう名称でもいいですから、活性化とかいろいろ名称をつけて、プロジェクトをつくってでも転換を図っていく、こういうことをやっぱり取り組んでいただきたい、具体的に取り組んでいただきたい。その点、市長どうでしょうか。社協の体制そのものは変わったんですかね。何かそういう話は聞いているんですが。

それと、基金ですね。これ、2億8,000万円、これ何のために社協に基金を、この財源を譲り渡したかという、やはり社会福祉協議会としてのそういう役割を果たすための財政基盤を強化をすると、それとともに、この基金を使って事業をやろうということじゃないですか。果実だけじゃないんじゃないですか。やっぱりこれ、皆さん社会福祉協議会だからこそ皆さん本当に喜んで、やっぱりお役に立ててほしいということでご寄附をいただくんですよ。違いますか。それが積もり積もって2億8,000万円超えちゃった。何に使っているんですか。課長、ご説明いただきましたが、課長に責任があるわけじゃないんですよ、これは社協に責任があるわけですから、ここでは課長が答弁しよらにやいかんわけですけども、やっぱりこれは本当に市民の皆さんの善意の塊で社会に役立ててほしい、こういう気持ちでしてくれているわけですよ。それがこんなに貯めているだけで、貯めているだけではないですけども、だけと言ってもやむを得ないぐらいの金額になっているじゃないですか。だから、これ本当に具体的に、例えばもうこの2億なら2億、あとは年度入ってくる分は皆やはり事業として使っていくんだと、やっていくんだというふうに、年間どのぐらい入りますか。五、六百万円入るんじゃないですか。もうそのぐらいなくなりましたかね。本当に2億を超えた中で、これはもう許されないことですよ。ぜひ基金の使い方もそのプロジェクトチームの中でやっていただきたい、そのことを、やっぱり市長、会長なんですか。かわってなかった。お互い市長にもご答弁をいただいて、本当に社協をどうしていくんやということを考えていただきたい。よろしくご答弁願いたい。

寺田委員長 白石委員、悪いですがもうちょっとまとめてお願いしますわ。頼みます。

市長。

山下市長 社協のことにつきましては、やはり私も、副市長もですけども、私が会長で副市長が常務理事という形になっております。この形もやはりそろそろ改める時期であろうというふうに思っております。行政としっかりとかわっていくということは間違いのない考えていかなければならないところでございますけれども、やはり常時いない人間が会長になっていくということは、やはり適当ではないだろうと。どういう形で会長を選んでいくのかというのは、これからしっかり考えていかなければならんというふうに思っておりますけれども、白石委員がおっしゃるとおり、拠点として、事業社協としてのゆうあいステーションでの活用

であったりとか、そこの運営、これはしっかりとその活動拠点として必要であろうというように思いますけれども、地域に根差したところで、先ほどの公民館での議論がございましたけれども、やはりその地域、地域の拠点を使って、じゃあどういふことをその行政ができないところをいろんな方々にお手伝いをいただきながらコミュニティをつくっていくのか、お互いに互助的な地域社会をつくって形成をしていけるのかということ、やはりこれから大きく考えていかなければならないテーマであろうというふうに思っております。

具体的にこれをするんだ、あれをするんだというアイデアは今は私持ち合わせておりませんが、目指すべき方向としては白石委員が考えておられるところと我々が目指していかなければならない方向とはそう違わないところであろうというふうに思いますので、すぐには言えませんが、先ほどどういふ形で我々が会長職を、どういふ方々に任せていくのかということも含めて今後考えていかなければならないテーマだというふうに思っておりますので、今しばらくご提案等もいただきながら、一緒に考えていただきたいというふうに思っております。

寺田委員長 白石委員、そういうことでございますので。

白石委員 ちょっと待って。

寺田委員長 もう簡単をお願いします。

白石委員 市長からご答弁をいただいたわけでありまして、きょうは社会福祉協議会の事務局長はご出席ですか。来てないですね。やっぱり事務局長が出席をしていただいて、そういう議論の中で何とか改善をしていかないかということにならないと、これまた西川課長がお伝えしていただけるのか、市長や副市長はとっても行政の仕事がもう多忙で、とてもとても会議の中でそういう問題を十分議論するというのも私は困難だというふうに思うんですね。だから、このことは、市長はそういふようにご答弁をいただきました。しかし、具体的にこの社協の中で社協の組織を、事業をやはり動かしている人が正面から受けてもらわないと、これはなかなか市長や副市長に、これは会長だから常務理事だからと言ったら、これはなかなか難しい話です。だから、ぜひこのことを事務局長に伝えていただいて、これからは私の方からも事務局長が予算や決算委員会にご出席いただくように委員長にも要請してやっていきたいと思っておりますけれども、今、提起しました問題について、ぜひ西川課長、事務局長に伝えていただいて、評議委員会や理事会で議論していただくということをお願いをしておきたいと思っております。

寺田委員長 はい、終わります。ほかにございませんか。

副委員長。

溝口副委員長 この成果報告書をつらつらと見ますと、3ページですが、成果報告書の3ページ、この歳出のところに民生費というのは非常にウエートの高い支出を構成しているわけですね。要するに市民の皆さんが合併当時から望まれた福祉の向上という事業をいろいろ展開されているんですけども、大きく分けるとこの障がい者対応、老人対応、児童対応、生活保護対応、この4つに大体分かれるのではないかなと。こういったときに、この分野ごとにお聞きしたい質問の1点は、分野ごとにこれまでの葛城市が発足してからどのような支出の経過を

たどっているか、こういった分析はされたかどうか、されているかどうかは1点お聞きしたいと思います。

それと、もう1点は、各事業ごとに大切な市民への対応、福祉向上の事業を展開されているんですが、これから先の将来、じゃあこの福祉の分野、特に民生費の分野がどのように葛城市に支出の面で負荷をかけようとする見通しなのか、この2点を、もしそういったことを取り組まれているのであれば、取り組んでいないなら取り組んでない、これからも取り組む見込みもない、そういうお答えをいただきたい。

寺田委員長 吉川部長、答えられるか。

溝口副委員長 質問わからん。もう一度言いますけども、3ページを見ていただきましたら、これ少なくとも支出41億5,258万円、これ31.3%ですよ、ウエートの的には。この非常に高い支出、歳出のウエートを占めている事業、これをおおまかに分けると、私は障がい者対応、老人対応、児童、これ子育ても含めて対応、それから生活保護、要するに生活を守ってあげるという分野の4つぐらいに分かれると。大体私ざっと計算すると、このウエートが今年要するに平成23年度のウエートはわかるんですよ、どれぐらいの事業費がかかっているか、しかし、葛城市になってこの31%も含むウエートの事業を経年変化で見ているかどうか。これから将来これがどのような伸びを示すかという予測をしているかどうか、私ははっきり言って財政の見通しというのはこういう分析から始まるんじゃないかなと思うんですが、こういった分析をしていますかと聞いてるんです。してなかったらしないでいいんです。する見込みもないというんなら、ないで。

寺田委員長 これは、私の方から言いますけど、これは難しい質問ですわ、正直言います。せやから、国が今やかましい言うてる、やっていることとよく似た質問なんで、これは恐らく副委員長横において言うたら何ですけど、こんな細かい計算やってないと思いますわ。そやから、やっていたらやっていたように答えてくださいよ。

(「財政で」の声あり)

寺田委員長 財政ではやってるけど、将来的に今副委員長が答えたように……。

(「休憩や」の声あり)

寺田委員長 ここで暫時休憩します。

休 憩 午後2時48分

再 開 午後3時09分

寺田委員長 会議を続けたいと思います。

副市長がちょっと所用のため席を外されましたんで、委員の皆さんご了解を願いたいです。

市長。

山下市長 財政計画なりという形でそれぞれ扶助費がどうなっていくのかという推移であったりとか過去の経緯というのは全部抑えさせていただいております。

寺田委員長 副委員長。

溝口副委員長 今回の、過去にもこういう決算書をずっと見る上で、葛城市の民生費等々のウエート

というのは非常に大きなウェートを占めているというふうに感じます。これは福祉を非常に充実させているという評価にもつながるし、またもう一つは非常にいろんな扶助費とかそういった部分が厳格な審査のもとに運用されているのかなという面もありますし、また今後この財政を圧迫し得る要素を十二分に含んでいるのではないかなというふうな危惧も感じて私質問をさせていただきました。当然ながら、皆さん毎年毎年のこの決算を踏まえて、そのときのその年の決算を上げる上で、どういった変化があるのかというのをやはり敏感にキャッチしていただいて、今後の葛城市の行政の方向づけとしてどこへ向かっていこうとするのかというところの大きな指標になるのではないかなというふうに、私自身思っていますし、市長もそういうことは考えられておると思います。

私は、その中で1つだけ評価に値するなと思う点を述べさせていただいて終わりたいと思います。それは、ウェートの的に41億円をかけて民生費を賄っておられ、その中でやはり子育て支援、それから学童支援、そういった要するに子どもの分野にかけるウェートというのは非常に突出している部分があります。これは突出しているというよりも、そこにウェートをかけられてるからそれだけの出費がかさんでおると思います。葛城市はやはり子育てに充実しているなという周りの近隣市町村からの評価もありますし、子育てのために引っ越してきたというお話も聞きます。そういった点をやはり葛城市の将来像としてつくっていく、そして近隣市町村にアピールし、私は常々、市の発展というのは人口の増加しかないと考えてますので、その点を重々理解していただきまして、今後とも福祉向上に頑張りたいと思います。

以上です。

寺田委員長 答弁よろしいな。

溝口副委員長 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 全国的には年金給付とまた生活保護の給付という問題もいろいろ出ているわけですが、一応当市の中で合併後からでも結構ですので、わかるようでしたら給付戸数、その辺をちょっと教えてもらいたいのと、また母子年金の給付戸数かな。

生活保護と母子年金の給付戸数がわかるようやったら、それも教えてもらいたいと、それ2点と、あともう1点、先ほど吉村委員がおっしゃった敬老年金、まあまあこれ956人ですか、これで5,550万円かな、85歳以上。これからの動向というのはどのように受給してもらう、これは葛城市近隣ではのみの政策で、私はこれは若干お金がかかっても、やはり今までご苦労なされた年寄りにやはりお小遣い程度の形で給付されることはいいことと思いますが、ちょっと将来展望、どの程度の人数がふえるかということのを参考に教えてもらいたいと、3点どうかよろしくをお願いします。

寺田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくをお願いします。

まず、生活保護の人員につきまして過去5年間でよろしいでしょうか。平成20年4月1日

におきましては、人員158名、また平成21年の4月におきましては164名、平成22年の4月におきましては182名、平成23年4月196名、平成24年4月198名とふえておる次第でございます。これにつきましては、全国的に同じような傾向でありまして、昨年の7月に戦後最高の記録、多くの記録ができてしまったわけですが、今現在もふえ続けております。これにつきまして、そういった内容につきましては、まず高齢化比率が今まででしたら5.5人に1人であったものが4.5人になって高齢化が進んでいる。また、年金につきましても納付率が、以前80%ぐらいあったものが、合併当時80%ぐらいあったものが、今現在60%ぐらいと思われるところがございます。また、児童扶養手当なんかにおきましても、合併当時よりも1.47倍ふえております。こういった原因が全てではございませんけれども、1つの要因と考えられているところでございます。

以上です。

寺田委員長 門口課長。

門口長寿福祉課長 長寿福祉課の門口です。よろしく申し上げます。

ただいまの敬老年金の動向といたしますか、毎年50人程度の受給者がふえております。金額にいたしまして、毎年200万円強の割で増加しているのが現状でございます。

寺田委員長 西井委員。

西井委員 わかる範囲の数値を教えてくださいまして、ありがとうございます。どちらにしてもいろいろふえる傾向にあるわけですが、全国的にもふえていると。生活保護にしてもふえている。また、母子年金かな、これもふえる。昨今の景気状況もあるし、高齢社会ということもあると思いますが、この審査の基準というか、それはやっぱり市町村によって若干違うように聞くわけですが、敬老年金は別にしてその辺の審査状況はどのようにされているか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

寺田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしく申し上げます。

審査というか基準というのは、地域によってその生活扶助費また住宅扶助費が若干違っております。例えば、東京、大阪の都市であれば、やはり住宅扶助費やとか生活扶助費が高くなると、またこういった葛城市であれば安くなるというところがございますけれども、そもそも扶養義務者の調査やまたそういった最低生活費よりも上回っている、下回っている、また資産の関係、また病状関係につきましては、全て全国一緒でございます。そういったものによって判断させていただいております。

以上です。

寺田委員長 西井委員、よろしいか。

西井委員。

西井委員 大体葛城市も一時言われたように、その審査が緩い地域ではないことは私思っているわけですが、生活保護者及び母子年金受給者、そういう形がふえるということの中で、何なりとまた年金生活者との整合性も含めて世論でいろいろと問題になっていきますわね。その辺も含めて事業展開に留意して、やはりその辺とのバランスを見た中で留意した方向性の中

で十分審査してもらいたいということで、要望だけさせてもらっておきます。

寺田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 引き続き質疑をさせていただきます。

64ページの国民年金事務取扱費という形で1,771万2,000円支出をされているわけであり、この事務は当然国費と一般財源で賄われているわけでありすけれども、葛城市、とりわけ年金保険料の収納という点では大きな役割を果たしていると、こういうふうに思うわけでありすけれども、現在のこの葛城市の年金の収納状況、そして全国の収納状況がどうなっているか比較をしたいと思いますので、ご説明を願いたいと思います。

次に、生活保護費についてお伺いをしたいと、このように思います。先ほど来、西井委員の方からも生活保護費について質疑がありました。今年に入ってから毎月毎月この受給者が史上最高になっているということで、私の知り得る限りでは209万世帯を超えたという報道を聞いているわけでありすが、まさに高齢者を中心に若年者も受給者がふえていると、そういう状況になっております。ご承知のように生活保護制度そのものは、これは本当に最後のセーフティネットとして憲法25条の規定に基づいて制度として確立をされているわけでありすけれども、209万という数字が示すように、毎月、毎年増加をするという中で、本当にこういう状況の中で、先ほど聞きました年金との関係でどう対応していくのかというのが、今問われていると、こういうふうに思うんです。生活保護の平成23年度の増嵩並びにふえた中身、あるいは廃止された中身、そういう点についてまずお伺いをしておきたい、このように思います。

寺田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。白石委員の国民年金のことについてご回答申し上げます。

国民年金の加入状況ですねけれども、平成23年度分で総数が8,862名で、1号被保険者ですねけれども、強制と任意を含めまして5,586名プラス任意が86名、3号被保険者が3,190名ということです。それにかかって一応減免関係なんですねけれども、平成23年度で法定免除、申請免除、猶予、学特計で一応1,913名の方が一応免除の方を受けておられます。

(「免除でしょ」の声あり)

西川市民窓口課長 免除です。それと一部納付関係なんですねけれども、4分の3納付の方が一応106名、2分の1納付の方が60名、4分の1納付が22名、合計188名で免除関係の関係で2,101名の方がおられます。納付状況の収納の方なんですねけれども、葛城市としましては平成23年度64%、奈良県下で62.4%、全国で58.6%で、奈良県で12市で4番目の高い率になっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

寺田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしく申し上げます。

まず、生活保護の開始に当たりまして、その理由というのは、成果説明の24ページに書かれておりますけれども、稼働収入の減少20名、また他管内からの移管5名、また行旅病人の

方1人、またその他が3人いらっしゃいます。合計41名。また自立廃止の方につきましては、施設に入所されたためとか死亡8名、また社会保障給付金のほか、これは年金とかでございますけれども1名、また稼働収入の増加による方が16名、また管外転出の方6名、親類の方また縁者の方引き取りというのが7名で、合計39名の方が自立廃止となっております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 ちょっと聞き方も悪かったんですけども、まずはふえてる内容は高齢者が多くなっているというのは理解できますけども、高齢者のほかに今ふえているのはやっぱり母子の家庭ではないかというふうに思うんです。そういう受給者の増嵩等含めて、受給者の内容そのものがどうなっているのかと、先ほども申し上げましたけども、この葛城市というのは都市部ではないですから、若年の方というのはほとんどいないのではないかとこのように思いますけども、この大阪や東京などの都市部では本当に若い方も住まいを失い、収入を失い、生活保護の受給を受けると、そういうことも起こっていますが、本市においてはその受給者の内訳というのはどうなっているか、改めてお伺いをしたいと思います。

それとあわせて、生活保護相談件数、あるいは受理件数を見ますと、平成23年度は相談件数が79、平成22年が84ですから、相談件数は5件は減っていますし、そのうちの実質相談件数そのものも61件と、前年の76件よりも少ないという状況にあります。平成23年度の相談件数79件に対して、実際に保護の申請をされた件数は34件であります。半分以下なんですね。更にそれが申請して受理をされた件数というのは25件になっているわけで、相談件数は別において、実質相談件数61件に対しては申請件数が34件でかつ受理件数が25件になっている、そしたら、受理件数が25件とすれば、実質相談件数61件を引きますと36件、この方たちはどのように対応されたのかと、その点当然他の制度とかいろいろあるわけですから、そのようにされているというふうに思います。ここは一番気になるところで、相談に来たけれども申請受付が34件でかつ受理された人が25件だということになると、実際に相談された方、申請しても受理されなかった人はどうなったのだと。36件の人はどうしたのかというのがあるわけですが、その点の内容についてどの程度把握をされているか、お答えをいただきたい。このように思います。

それから、国民年金のことでご報告をいただきました。詳細にいただいたわけで、葛城市の実態が明らかになりました。収納率は64%、全国が58.6%、奈良県が62.4%ですから、この間本当に頑張っているなというふうには思うんですが、しかし64%です。これ、本当にこういう状況であれば、まさに無年金者がどれほどふえるのか、今、お伺いをしている生活保護がどれだけふえてくるのかというのが、本当に危惧をされるような数字であります。しかし、全国が58.6%に落ち込んでいるというのはちょっと驚きでした。60%は超えているんじゃないかと思ってたんですが、これは本当に危機的な状況になっているというふうに思います。

やはり、年金取り扱い事務はやっぱりその1つの職責として本当に無年金者を出さないということで収納促進を図っていく、あるいは先ほどご説明いただいた軽減減免の猶予の制度

を大いに活用して無年金者をなくしていくということも必要だというふうに思うわけであり
ますけれども、この申請減免そのものがあわせて176言いましたか、188言いましたか、この
程度しかない。法定の分はこれはもう1,900超えるぐらいありますから、これはあれですけ
れども、もう実際に相談窓口で具体的にどのようなかわりをされているのか、無年金者を
なくしていく、収納率を上げるという点でご報告をいただきたいと思います。

寺田委員長 今の質問に、どっち。

西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。お願いします。

まず、4月1日現在でございますけれども、生活保護世帯147世帯、またその中の母子世
帯につきましては、8世帯でございます。そのうち、病気などをされている方、世帯という
のは、8世帯のうち7世帯でございますけれども、ただし就労可ということが出ております
ので、そのうちの6世帯の方は軽就労をさせていただいているところでございます。あとの2
世帯につきましては、病状は重いということで仕事はされておられません。

また、先ほどおっしゃいました若年層に対する生活保護の状況でございますけれども、そ
れにつきましては、分類としましてはその他世帯ということで6世帯いらっしゃいます。た
だし、葛城市においては若年層の方ではなくて、例えば2人世帯でご主人が65歳以上だが奥
さんが65歳未満であるので高齢世帯に含まれないとか、もしくは65歳以下ですが、高齢に近
くなかなか職が見つからない方、また親がいらっしゃったり、子どもが数人いらっしゃるけ
れども、いろいろな精神疾患とかある方がその他世帯となっております。先ほどおっしゃ
られました若年層による生活保護受給者というのは葛城市ではございません。

それと、相談に来られてそのあとのフォローということでございますけれども、まず担当
課、関連課への相談を持ち込んでおります。長寿福祉課、また子育て福祉課、また健康増進
課、また引きこもりなどであれば、若者サポートルームとの相談を同席の上させていただ
いております。それ以外にも借金や生活資金に行き詰っているようなことがあれば、法テラス
への紹介、また担当弁護士との電話連絡調整、また資金の貸し付けであれば福祉資金の貸付
案内や担当者同士の相談、また就労に関することであればハローワークへの同行、同席の上
就労相談、また年金関係につきましても、ただ単に市民窓口課へ案内するだけではなく、同
席、または制度の説明をさせていただいております。こういったことにより、案内、相談、
同行ということをさせていただいております。

以上でございます。

寺田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。

先ほどの分の年金の関係ですねけれども、一応昨年ですが法律で納付の時効が2年という
ことで現行はなっておりましたけれども、それが10年ということになりました。それにつ
いて今年の10月1日から平成27年の9月30日の3年間に限り10年間の分にさかのぼって納付を
認められるということになっております。

それにつきましては、この7月の31日から年金事務所から通じて一応その該当される方に

全部通知を7回に分けて勧奨通知を出されております。それについてまたうちの方も窓口に来られましたら随時説明をしながら、納付手続の方を手伝っていきなさいということで考えております。

もう一つは、税と社会保障の一体改革の中の国民年金制度の改正が一応今年の8月に改正されまして、それにつきましては、納付期限が25年ということになっておりますねけれども、10年に一応短縮されます。それにつきましては、平成27年の10月、消費税が10%と同時に実施するというようになっておりますので、10年まだ納めてない方については10年納めれば年金が少しでももらえるということで、国の方も考えておりますので、うちの方もそのようにして窓口に来られた方々について指導していきなさいと思っておりますので、よろしく願います。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長の方からご答弁をいただきました。受給者の内訳をご説明いただきました。

基本的にはやはり高齢者が多いということで、若年者そのものも6世帯あるけども、実際にはご主人は65歳以上だけども、奥さんがそれ未満だから若年者に入ってるということで、実質的ないわゆる働き盛りの若い人たちが受給をしている、そういう状況にはないということが理解できました。母子世帯がこれからふえてくるわけでありまして、なかなか母子世帯の所得、収入というのは当然両方がそろっている夫婦からしたら年収はやっぱり半分以下ぐらいの状況で非常に厳しい状況があって、仕事をかけ持ちしてもこの保護基準を超えないというふうな状況になっているわけで、これはなかなか社会的な問題として、これはどうしても支えていかざるを得ないというそういう環境が広がっているということだというふうに思います。

そんな中で、それでも課長から説明を受けたその内容によりますと、新たに25世帯が開始になったけれども、20世帯が廃止になっているということで、実質的に5件しかふえてない、そういう意味では、葛城市の保護率そのものは5.5パーミルということで、非常に低い水準にあるわけで、それはそれとして喜ばしいことだろうというふうには思うわけですがけれども、先ほど申しましたように、相談件数が61件、ところが実際に受理された人は25件という乖離がやっぱりあって、そういう人たちが本当に今ちゃんと他の制度にのっとって暮らしをされているのかというのが非常に心配なわけで、私は福祉事務所が中心というか、そこだけではなくて、いわゆるワンストップでいろいろ他の制度を活用してやっていくというのは、これはもう当然のことだと思うんですけども、そういう実際には受理されなかったそういう人たちが現実に今どうされているかということをやはり把握をしていくということも必要ではないのかというふうに思うんですね。だから、その点は、他の関係課、先ほど課長が説明されたように、関係課の方がかかわっていただいて、しっかりと様子を見ていただくことができるものだというふうに思いますけれども、本当に大変な状況になってきていると。一生懸命保護し、そして自立をお手伝いをする、その一方で年金の収納率はもうどんどんと低下をして、法定減免、申請減免をしてでもやはり無年金者がふえてくる、こういうたちごっこをしていかないかん、国は一体改革という形で消費税を1つの人質にとって

やろうとしておりますけれども、今、西川課長が説明されたけれども、実際に保護そのものはまだ決まってないねんな。もう10年決まった。

寺田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。

今年の8月の10日に加入が25年から10年に短縮されました。それが施行されるのが平成27年10月です。消費税の10%と引きかえという形になっております。先ほど委員が言われたとおりです。

白石委員 課長から確かなご答弁をいただきました。これまで基本的には25年かけなければもう1円も給付されない、こういう制度であったのが、10年に変わったということとあわせて、課長が説明されたように、今までは5年いうたんかな、それが平成27年までか。

時効という表現されたけども、それが10年延びたんやな。何で延びたんか。

寺田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 市民窓口課の西川です。

10年いうのは、時効が2年ということで、今までの法律で2年になってたのが、昨年の改正で、3年間の期限立法という形で10年延びたということです。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 わかりました。10年延びたということは、その3年間で10年と、こういうことなんだな。

わかりました。そういう制度改正がやられました。この制度改正をやはり本当に徹底をしていただいて、これまでこの対象でなかった人たちが本当に年金を受けられると、こういうことになるわけですから、これはもう積極的に勧奨をしていただいて、収納率を上げていただくというふうにしていただきたい、このように思います。

それから、生活保護についてであります。マスコミで大きく取り上げられました。吉本の芸能人の方が扶養義務を果たしていないというふうなことで取り上げられ、社会的な問題というところまでなりました。生活保護の要件として、この扶養の義務そのものは要件として入っているんですか。

寺田委員長 西川課長。

西川市民窓口課長 生活保護受給に関しましては扶養調査をさせていただきます。それによって、また援助があれば当然その分該当にならない場合とか、また生活保護になったとしてもその分は減額というところでございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 課長が答弁をされたように、これはその生活保護を申請をし、その審査の対象になるものではありません。そういうことですね。判断の対象にはならないじゃないですか。それは扶養の対象者に対して扶養できますかということはするけれども、あなたはしないからだめですということにはならないでしょう。そういうことですね。そういうことでありますので、本当にこのマスコミそのものが、扶養の義務を果たさなければならないというふうな誤解を国民の皆さんに与えているという点では、これはもう間違っているとっておきたいというふうに思います。

以上です。

寺田委員長 ほかにございませんか。

辻村委員。

辻村委員 そうしましたら、私から68ページの2目予防費、13節の子宮頸がんについてお伺いさせていただきます。子宮頸がん予防ワクチンの接種率と、それから対象者が中学1年生から高校1年生ということなんですけど、この学年別にわかれば教えていただきたいんですけども。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。よろしくお願いたします。

先ほど辻村委員の言われました接種率と各対象人数でございます。平成23年度全対象人数が350人でございます。接種率が53.2%、平成22年度につきましては64人接種しております。それを合わせますと62.9%になります。対象者にいたしましては、中一が180人、中二が159人、中三が165人、高一が154人でございます。

以上でございます。

寺田委員長 辻村委員、よろしいか。

辻村委員 この子宮頸がんの予防ワクチンの接種というのは、平成22年度の2月から開始していただきましたんで、平成22年度のときにはワクチン不足ということで、途中で接種できなくなったというふうにお伺いしております。そのために平成23年度は高校1年生まで延ばしていただいたというふう聞いております。今、学年別でお伺いしましたら、やはり中学1年生が一番多いかと思われまして、この今後なんですけども、このワクチンの接種を今年は高校1年生までというふうになっていきますけども、これを小学校に引き下げるとするか、下の年齢にするというふうにはお考えになっていただいているかどうか、その辺をお伺いをしたいと思います。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

先ほどのご質問でございますが、接種年齢の引き上げということでございますが、国が小学校6年生から高校1年生まで幅を持っております。その中で4学年について対象とせよということであったと思います。それですので、うちの方としては中学1年生から、最初は中学校1年、3年となっておったんですけども、予防接種ワクチンの不足もありましたので、平成23年度の4月から高校1年生まで伸ばして4学年という形をとらせていただきました。

以上でございます。

寺田委員長 部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉の吉川でございます。

今後の方針ということが大きな質問の話になると思うんですけども、国の方ではまだはっきりわかりませんねけども、やはり政府の予防接種、ポリオにつきましても不活化ワクチンが予防接種法で定められました。こういうことを踏まえまして、国の方でも定期の予防接種化ということを考えておるようでございます。それを受けまして、いわゆる今の公費助成、小学校6年から交付というふうになっておりますけども、それを見きわめて国の方も当然考

えておりますので、それを見きわめて考えていきたいと思うわけでございます。また、小学校6年で当然言われるように低年齢化ということで、そういうことも含めて検討していきたいと、このように思います。

寺田委員長 辻村委員。

辻村委員 検討していただくということなんで、この接種の学年別で見ても中一が180人で一番多いので、小学校6年生からということも考えていただきたいと思います。そうなれば、もうほとんど高校1年生の子は接種済みということなんで、高校1年生までと言わず、中三で切っただけでも構わないと思うので、その辺はお考えいただきたいと思います。

あと1点よろしいですか。

寺田委員長 はい。

辻村委員 健康づくり事業の方なんですけども、この子宮がん検診無料クーポン事業と、それから乳がんの方の無料クーポンの方の受診率を教えてくださいませんか。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

がん検診推進事業の中のクーポンの接種率でございます。子宮頸がん検診につきましては対象者が1,149人の接種者が281人、24.46%でございます。乳がん検診につきましては、対象者が1,212人で、接種者が316人の接種率が26.07%でございます。大腸がん検診におきましては、対象者が2,361人、合計接種者が369人の15.63%の接種率でございます。

以上でございます。

寺田委員長 辻村委員。

辻村委員 今お伺いしましたが、昨年度22年度の状況を見比べてどうかということもお伺いしたいので、よろしくをお願いします。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 クーポン事業についての実施率の平成22年度、平成23年度の受診率でございます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、平成22年度は31.87%でございます。平成23年度が24.46%、乳がんのクーポン事業につきましては、平成22年度は24.8%、平成23年度が26.07%、大腸がん検診におきましては平成22年度までは女性の特有のがん検診でございましたが、平成23年度からがん検診推進事業、大腸がん含めましてがん検診推進事業ということでやっておりますので、大腸がん検診につきましては、平成22年度につきましては、クーポン券の受診率はございません。申しわけございません。

以上でございます。

寺田委員長 もうよろしいか。一応3回ということをお願いしとんですけど、簡単をお願いします、そしたら。

辻村委員 すいません。こちら子宮がん検診なんですけども、平成22年度より平成23年度はちょっと落ちているということなんで、どういうふうな啓発をされているかというのもお伺いしたいんですけども、とにかくやはりいろんな啓発活動をしていただいて、皆さんに受診していただくように努力していただきたいと思います。

もう以上でいいです。

寺田委員長 よろしいな。

辻村委員 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 ページ数59ページ、福祉推進費の中で、まず委託料、不用額1,381万2,000円、総合ステーションの関係やと思うんですが、いわゆる減額になった内容を教えていただきたいのと、ここで需用費、それから備品購入費、組みかえしとるんかどうかわからんけども、予算と決算、当初予算が合わん、多分組みかえにしとるんやろうと思うけども、その理由。それから、備品購入費、これテレビということを知ったわけやけども、テレビいうてどこのメーカーのテレビが入とるんか。それと保育所費の中の使用料及び賃借料、ここに土地の借上料75万5,000円入っておって、恐らく3園の借上料あると思うわけですけども、少のうてもこの中に磐城第2保育所、いわゆる土地の使用料30万円含まれていると思います。今、磐城第2保育所もう完成をして、議会の最終日に視察をするということも聞いておるわけでございまして、駐車場も広がっておるわけでございますんで、この土地を返還する考えがあるのかどうか、お聞きをしたい。

寺田委員長 西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、ステーションの備品購入でテレビでございますけれども、会社名につきましては、シャープでございました。

それと、委託料のご質問でございますけれども、まず売り上げにつきまして、年々増加しております。それによって委託料も年々下がっております、平成21年度では6,274万円、平成22年度におきましては、委託料6,178万7,000円、また平成23年度につきましては6,043万8,000円と、委託料につきましては年々減少しているところでございます。

以上です。

寺田委員長 吉川部長。

吉川保健福祉部長 保健福祉部の吉川でございます。

ただいま、岡本委員のご質問の現在工事中でございます磐城第2保育所の土地借上料でございます。現在、送迎のための駐車場ということで未舗装ということで1角借りています。これにつきましては、完成後も引き続き今現在建築中の旧園舎でございます。それが全てグラウンド、運動場になるわけでございます。当然敷地内に駐車場を確保してございますけれども、引き続きこの駐車場につきましては、お借りしている土地、職員の駐車場として引き続きお借りしたいなという考えで思っております。

以上でございます。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 ステーションの方も年々減額しているということであるわけですけども、この分につきましては、ある程度電気代いرونなどを見ながら補助を出しておるといことなんですけ

ども、結局それは食堂の関係とか、そういうような売り上げがふえてきたあるから減ってきたある、そういうふうな解釈でええわけですか。

もう1点、磐城第2保育所、今部長の話であれば、職員の駐車場としても使いたいという意見があるわけですが、いわゆる今までの駐車場から見たらかなり広い駐車場になっておるといふふうに思われるので、それと道路挟んで前に土地を借りるわけやから、同じ敷地の中で十分その駐車スペースが取れる、そういうことであれば、別に借りなくてもええんではないかなということからして今お尋ねをしとるわけで、平成24年度の当初予算のときもそういう話が出ておったといふふうに思いますんで、平成24年度をやめとけというんじやなしに、平成25年度からでもその土地のいわゆる借地はしないという考えはないのですかということをお願いとるわけです。

寺田委員長 ただいまの質問について、西川課長。

西川社会福祉課長 社会福祉課の西川でございます。

まず売り上げの増加につきましてでございますけれども、まずプールの教室開催回数をふやしていただいております。近年、3カ年でございますけれども、平成21年度につきましては、幼児、小学校、また障がい児童、成人などのウオーキング教室、これが941人でしたが、平成22年につきましては1,246人、また平成23年につきましては、同じく1,243名とふえております。また、食堂に関しましても会議をされた場合、なるべくそこで食事をとっていただくような努力をいただいております。それによって年々売上が増加しているところでございます。

以上です。

寺田委員長 よろしいか。

吉川部長。

吉川保健福祉部長 先ほどの磐城第2保育所の駐車場でございます。現在、磐城第2保育所におきましては、保育士、正規それからアルバイト含めまして16名の保育士が、毎日通勤してぎりぎりのところで場所を確保しながらとめているわけでございます。朝夕のこういう当然公立の保育所、親御さんの送迎なりで、また通勤途上に送迎されるお母さん方というようなことで、相当込み合っております。横断も交通安全危ないような状況で、敷地内の駐車場につきましては、そういう送迎の方、またそういう出入りの方につきましての駐車場確保ということで、一時、朝夕のラッシュ、職員がとめておりますと相当な混乱状態になります。そういう形の保育士16名、そういう形での駐車場の確保にご理解いただけないかなと思うわけでございます。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 今の実態はわかりますけれども、きちっとでき上がったら十分面積があるということのを伺うとるわけやから、あるものは何でも借っていくねんという姿勢やなしに、節約するところは節約するという考え方に立って、私はそういうふうにしたらどうですかという話をしとるわけやけども、今現在は使われへんねやから不足しとるのはようわかるけども、完成したらかなり大きな面積があるわけやから、無理に借る必要はないん違うかと言とるわけですよ。

寺田委員長 これはおれが言わんでもええな、私が言うたらまたいろいろありますんで言いませんけど。これは理事者側、私もそういう考えで考えておるんですが、返答として、1年間、あるいは経ってから様子を見てからご返答しますという返事はでけへんのかいな。

寺田委員長 部長。

吉川保健福祉部長 申しわけございません。当面、当然25台のスペースということで、16台、いろいろな状況を見て検討を加えていきたい、また状況を見て推移を見守っていきたいと思うわけでございます。どうも済みません。

寺田委員長 岡本委員、そういうことでご理解願いたいと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございませんか。

朝岡委員。

朝岡委員 辻村委員が衛生費に入られて少し質疑をされましたんで、関連も含めて少し質疑をさせていただきますと思います。

この保健衛生総務費の報告書では25ページ、決算書におきましては67ページです。まず、休日診療の負担金約800万円事業執行費ということで計上されていますが、このいわゆる800万円のこの捻出根拠といいますか、数字、毎年微妙に変わるわけですから、多分これは休日の利用された応分の関係だろうとは思いますが、ちなみに平成23年度この決算のときの当初予算が799万6,000円、どんぴしゃやわね、この数字。すごいなあ思うんですが、要はちょっと年度によって変わりますよね。この休日診療、これは非常に土日、また夜、葛城市民の皆さん方の応急診療ということで非常に役立たせていただいていることはよくわかるんですが、この数字の根拠みたいなものが少しわかるようであれば、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

それから、その下の予防費、ページ数では、今、子宮頸がんのお話がありましたが、68ページに。これはそれぞれこの成果表に基づいて詳しく書かれていますから、接種をされた子どもたち延べ人数とか書いてますけど、私が聞きたいのは、今葛城市として集団で全て行われているのかな、個別で例えば接種をされているとか、そういうのがあるんでしょうか。これで行くと、今度平成24年度の補正で不活化ポリオで4種になるんですかね、今後。そんなお話がありますけども、いわゆる3種混合であるとかBCGポリオ、こういったところというのは、今その接種方法というか、接種をされるのはこれみな集団でされているのか、個別がいらっしゃるのか、その辺が少しわかれば教えていただきたいと思ひます。

以上です。

寺田委員長 水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原です。

最初に質問の中の休日診療のことでございますが、休日診療につきましては、前年度の利用率によって変わってきます。平成22年度は19.9%、平成23年度は21.9%という形で微妙に、平成22年度の決算、平成23年度の決算、微妙に変わってきてまいっております。

次に、予防接種の集団、または個別ということではございますが、今現在集団でやってお

りますのは、BCGとポリオ、3種混合の1期と2期という形で當麻保健センター、新庄健康福祉センター、また3種混合の時期につきましては、小学校によりまして、3種混合については集団でやっております。

それと、個別とといいますと、BCG、ポリオの集団の接種時期に両親の都合とか体調不良とかいう形で、どうしても個別で行きたいという形の方もございます。また、市外にかかりつけの医師があるので、どうしても市外に行きたいという方、理由がある方がございます。その方については個別で接種していただいております。

以上でございます。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 ありがとうございます。休日診療の負担金の利用率というのは、葛城市の方が利用されたのを前年度の利用率に応じて予算措置をされていると、こういう意味なんですかね。葛城地区ということですから、当然、休日診療の負担をされている地域はたくさんあるわけですよ。ですから、その葛城市の利用率というのはその前年の利用者の率に合わせて負担を捻出というか算出されていると、こういう意味でよかったのでしょうか。

それと、ちなみに今おっしゃった3種混合であるとか、ここに延べ人数書かれてますけども、いわゆる先ほどありました個別でされてる方の数字って掴んでおられますか。今水原課長がおっしゃったように、さまざまな理由のもとで集団のその接種日に接種ができなかった、おおむね細かい数字はもしあれだったら大体どれぐらいの程度ですでも結構なんで、もしわかれば教えてください。

寺田委員長 市長。

山下市長 休日診療といたしますのは、先ほども議論がございました葛城広域行政事務組合で共通で担当させていただいている事務の1つでございます。御所市は自分のところで休日診療所を持っておられますので、それ以外の大和高田市、香芝市、広陵町、それに葛城市を加えました3市1町でこの高田の休日診療所を使わせていただいております。そこの運営の費用を前年度の利用率割で分担をさせていただくということで割り出させていただいております。

寺田委員長 よろしいか。ほかにございませぬか。

水原課長。

水原健康増進課長 健康増進課の水原でございます。

先ほどの集団接種に係る個別接種者ではございますが、連絡をして次回に来ていただいておりますので、ほとんどもう少ないという状態でございます。ちょっと人数的にははっきりしませんねけど、申しわけございません。

以上でございます。

寺田委員長 朝岡委員。

朝岡委員 これで終わりですね。

寺田委員長 はい。お願いします。

朝岡委員 わかりました。市長からもご答弁をいただいた休日診療の件わかりました。これで葛城広

域行政事務組合とのそういったいろいろな広域連合の中に葛城市が以前から参入していますから、急にその葛城市の都合でというわけにはいかんでしょうけども、言いたいのは、やはりこれぐらいの経費を負担して休日診療で経費分担されているのは非常に望ましいんですけど、できれば葛城市内に休日診療ができて、葛城市内の葛城市医師会の方も当然この休日診療の中で輪番制で行かれていると思うんで、そういうのができればなと思ったので申し上げたところでごさいました。また、ご検討いただければと思います。

要は、多分葛城市だけなんでしょう、近隣の市町村の中でいわゆる集団で接種をやっている事業をしているというのは。これは、以前はそれが望ましいということだったんですけど、このごろはご両親のさまざまなご家庭の事情等で、どちらかと言うと多分近隣の市は集団やけど、個別でされているところが多くなっているということを目にしておりまして、経費的にはどっちがいいのか悪いのか知りませんが、その辺また利用者の方もその意見が聞きたかっんですけども、もう聞きませんが、今後利用される方といろいろとアンケートじゃないですけど耳を傾けていただいて、本当にこの集団でやるのが本当に今望ましいのか、この時代の背景の中で、やはり子どもの予防接種が地域的にはこのごろもう個別でされてるところ、夜間に行かれたり、それはもうご両親の都合だろうと思いますけど、その辺また一度確認をいただいて、今後ともよりよい形での接種事業に心がけていただきたいと思います。

寺田委員長 よろしいか。

朝岡委員 いいです。

寺田委員長 ほかにございませんか。

白石委員。

白石委員 衛生費の方に入りたいと思います。74、75、76ページにかかわりますけども、塵芥処理費であります。塵芥処理費については皆さんご承知のようにこの当麻のクリーンセンターを解体をし、そしてそちらに新たなクリーンセンターを建てていると、こういうことで1つはやはりその収集運搬業務が変更される、そういうことが1つと、それからこれまで新庄地域では大型ごみなり不燃物なり、缶、瓶、ペットボトルについて、梨本商店にお世話になり、してきたわけでありまして、それが諸問題があって、この昨年の9月いっぱい契約を打ち切って新たな体制で収集することになりました。そんな中で非常に大きな経費の増嵩があって、このままでは大変だということで、この間収集運搬業務についてシルバー人材センターに委託をしてすると、あるいは中間処理については、これも単独でお願いをすると、こういうことになっていたと、更に現状はまたこの5月から変わっているわけでありまして、当初、9月、12月の議会の中では経費の増嵩がこれはもう大変なことになるということで、関係課は大変苦労されてその経費の圧縮に努めていただいた、こういうふう思うわけでありまして、どの程度の経費の増嵩になったのか、最終的に平成23年決算と平成22年度の実績とあわせてご説明をいただきたいと思うんですが、よろしくお願いします。

それから、71ページの葛城地区清掃事務組合負担金、1億8,354万4,000円のこの積算の内容についてお伺いしておきたいと、このように思います。

寺田委員長 2点やな。

白石委員 はい。

寺田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの白石委員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。先ほど委員からも指摘がありましたように、平成23年9月末をもちまして業者が変わったことによりまして、その資源ごみ等の処理費につきましてどのように推移されたかということでございます。

平成22年度におきましては、資源ごみ等の収集に係る大型ごみ、缶、瓶、ペットボトル、不燃ごみ等に係る委託料でございますが、新庄、當麻合わせまして6,900万円ぐらいの支出があったわけでございます。失礼しました。平成22年度におきましては6,033万8,000円の支出でございます。平成23年度におきましては6,933万5,000円の支出となっております。平成22年度におきましてはその大半が新庄地域分の支出でございましたが、平成23年度におきましては約900万円余りふえてきております。その内訳といたしましては、當麻クリーンセンター解体に伴います當麻分が約400万円余りふえてきております。実際にシルバー人材センターをお願いをいたしました結果、昨年の9月に補正をさせていただいたところではありましたが、人員の人件費が非常に安くおさまったというところで、ほぼ新庄地域におきましては、平成23年度、平成22年度変わらぬぐらいの経費でおさまったというところでございます。量的にも若干減った部分もありますので、実際には支出させていただいた金額に伴いましてはほぼ横ばいの数値ということで決算をさせていただいたところでございます。

寺田委員長 大谷課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。よろしくお願いたします。

葛城清掃事務組合の決算についてでございますが、関係の決算についてのことでございますが、平成23年度の処理数量は3,896.27キロリットルでございます。全体の構成比は6.05%でございます。組合規約第12条第1号から4号の建設費関係の分担金では、1億1,959万5,000円でございます。負担割合は13.16%となっております。また、組合規約第12条第5号の維持補修費関係の分担金では、5529万7,000円でございます。負担割合は6.70%となっております。組合規約第12条第5号の補修費積立金におきましては、865万2,000円となっております。負担割合は8.6%でございます。合計で1億8,354万4,000円でございます。負担割合は9.87%となっております。

以上でございます。

白石委員 それは平成23年やろう。平成22年は。

寺田委員長 大谷課長。

大谷環境課長 大谷でございます。よろしくお願いたします。

申しわけありません。平成22年度の決算資料をただいま持ってきておりませんが、処理量にいたしましては4,463.28キロリットルとなっております。諸経費の内訳というのは後日また報告させていただきたいと思えます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 増井所長の方からご説明をいただきました。この年度途中ではどれほどの経費の増嵩になるのかということで、本当にその経緯を見守っていたわけでありますけども、シルバー人材センターということで、人件費が非常に安いところで当面の間は委託をするということで、結局は大体とんとんだったと、横ばいだったということであります。

この決算の主要な施策の成果に関する報告書の中で、可燃ごみの処理の分で28ページ、可燃ごみの処理事業、これが1億7,230万4,000円余りでありますが、前年度を見てみますと、1億4,842万3,000円余りとなっています。これを差し引きますと2,378万1,000円とこういうことになっているわけであります。関係する部分だと思いますのは、2番目の資源ごみ、29ページも関係するのではないかと思うんですが、これも前年度と比較してみますと400万円余りふえているということなんですけれども、これらはこの當麻、新庄合わせて積算をすれば、この差分ぐらいが新庄においてはとんとんであったけれども、當麻も合わせれば2,300万円と400万円、大体2,700万円ぐらいの経費の増嵩だったと、こういうとらえ方でいいんでしょうかね。

寺田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 ただいまの白石委員のお答えさせていただきます。新庄クリーンセンターの増井でございます。

ご指摘のように、資源ごみの収集事業の平成22年度と平成23年度というのは、先ほど申させていただきましたように、當麻の分がふえた分だけが若干ふえたということでご理解を願いたいと思います。

可燃ごみの処理事業費につきましては、昨年度の1億4,800万円余りから1億7,200万円ということで、ふえた要因といたしましては、まず昨年平成23年10月以降、新庄クリーンセンターが24時間稼働をさせていただいております。當麻クリーンセンター解体に伴いまして、ごみを全て新庄クリーンセンターで焼却しております関係上、その委託料が2,000万円余りふえております。それと焼却に伴います薬品、薬剤、その他燃料関係等の消耗品関係の費用がふえた分がございますので、先ほど申しさせていただいたような差額が平成23年度では支出が増ということになったということでございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 よくわかりました。可燃ごみについては、これは当然焼却分もこれ入ってくるわけでありますから、当然その24時間操業という形で委託料がふえている、その2,000万円分が上乗せになっているということであります。

それから、葛城地区清掃事務組合の負担金のことです。大谷課長の方からご答弁をいただきました。負担金そのものは前年度と比較をしてみますと、前年度が1億8,227万円余りです。1億8,227万円、この平成23年度が1億8,354万円余りでありますので、100万円ちょっとふえているんですね。これはほかにもいろいろ要因があると思うんですが、先ほど平成22年度の処理量をお伺いしましたが、処理量そのものは、前年度が4,463キロリットル、平成23年度が3,896キロリットルですから、これはもうその処理量そのものは大きく減っている

んですね。やはり処理量そのものがこれだけ減っていながら、負担金そのものはやっぱりふえているというのは、これは確かに維持管理をしていかないかん、あるいは新たな施設を更新するとか、設備を更新するための負担もしていかないかんということからそうなってきたというふうに思うんですけども、やはりこの量そのものが減っているにもかかわらず、負担金全体としてふえてくるというのは、え、違うの。減ってないの。

寺田委員長 大谷課長。

大谷環境課長 環境課の大谷でございます。

恐らく白石委員の記憶違いやと思いますねんけども、平成22年度が4,463.28キロリットルに対しまして1億9,880万2,000円、平成23年が3,896.27キロリットルに対しまして1億8,354万4,000円で、負担金自身は700万円程度の減額となっております。

以上でございます。

白石委員 ええっ、わからん言うたん違うんかいな。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 私が聞いたのは、平成22年度の処理量しか聞いてない。聞いてなかったんやんか。だから、それはちゃんと言うてもらわな、それはわからへん。減ってるわけやな。それはそれで私は当然だというふうに思います。

私が何を言いたいかという、やはり葛清がどれほどの財政厳しい状況の中でこの事務事業の合理化、効率化、経費の節減に努力をされていて、この負担金を本当にそれぞれの市町の負担を下げてもらおうという取り組みをされているのかということを知りたいわけですよ。私もこの間広域の取り組みで組合でやっている一部清掃事務組合とか、し尿処理の組合とか視察研修をしてまいりました。それこそ、この負担金をもらうのに大変なんだと、組合の幹部はそれをもらうために本当に大変な思いをして予算化をしてもらっている、とにかく部品の故障があっても、自分たちでその部品をつくって経費の節減を図っているというのが、これは本当に全国の焼却施設であれ、し尿の処理施設であれ、そういう努力をされているんですね。そういう努力が本当にされているのかというのが私は聞きたい、そういうことを言っているわけで、聞いているわけです。

それとあわせて、本当にそういう努力が見えないのが基金です。これも予算でやりました。基金は新たに施設を更新をする、設備を更新をする、こういうことのために減価償却みたいなもので、それを積み立てているわけです。それが、大和高田市に2億5,000万円、御所市に2億1,500万円、上牧町に1億2,500万円、河合町に1億2,500万円、これは広陵町でしょうか、香芝市でしょうか、香芝市ですね、2億5,000万円を貸し付けて、一時貸付ですかね、この場合は。そういう運用をしているわけですよ。やっぱりこれは本当に真剣に清掃事業に対する経費を本当に削減していかないかんという、そういう取り組みをしている市町村の努力というか、そういうものをあざ笑っているような、やっぱりやり方だと。これは平成26年度にはやめると言うとりますけども、こういうことを見れば、本当に葛清の経営を全面的に信頼して任せていいのかということ自身私は疑問を持っている、本当に我が市からも議員が出ていますし、市長も出ていただいています。こういう声がやっぱりあるんだということ、

葛城広域行政事務組合を含めて取り組んでいただきたいというふうに思うんです。だから、お世話になっているということはそれはよくわかる。しかし、やっぱり今の地方自治体の財政状況、やはり全国津々浦々でどういう取り組みをしているか、そういうことをきちっと認識していただいて運営をしていただくということでない、私はもう困るんだと、それこそ橿原市のように自前ででもつくりたくないかんみみたいな話になってきたんでは、また困るわけです。この点を、やっぱりしっかりとお考えいただいて、組合議会の中で発言をし、その合理化、経費の削減に努めていただきたいということを述べておきたいと思います。

以上です。

寺田委員長 先ほど来からも今のお話は出ていますんで、まだ市長答えないの。答えなくていいです。答弁はよろしい。ほかにございませんか。なかったら、今の1点だけでももう休憩しましょう。溝口副委員長。

溝口副委員長 1点だけ、75ページの、ちょっと教えていただきたいんですが、この区分の8の報償費の2,500万円というのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたい。

寺田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 新庄クリーンセンターの増井でございます。

ただいまの溝口委員のご質問でございます。塵芥の方の報償費でございますが、2,500万円の内訳といたしましては、當麻クリーンセンターに伴います協定における従来からの當麻地区への500万円でございます。それと、昨年、解体に伴い、新庄地域で當麻地域の分も全部燃やすということで、大字笛堂区との協定を新たに結んでいただきましたその笛堂区に対する支払いが2,000万円ということで協定でうたわれておりますその2,000万円と合わせましての2,500万円となっております。

寺田委員長 溝口副委員長。

溝口副委員長 1点、私の記憶違いかもわかりませんが、笛堂地区の2,000万円というのは年間費用ですか、それともあれ10月からやったら半年費用なんですか。

寺田委員長 増井所長。

増井新庄クリーンセンター所長 年間費用ということではなく、笛堂区に対しての協定の中身で平成23年度において2,000万円を支払うということで、平成26年3月末までの協定ということになっておりますが、この後また新炉の計画がずれることによって若干協定の内容は変わるかもわかりませんが、一応3,000万円という協定の中身になっております。平成23年度において2,000万円の支出をさせていただいて、最終年度で1,000万円ということで、これは合併後からの計算によって協定を結ばれておりますので、1年何ぼというような計算ではありませんので、ちょっと内容についてはわかりませんが、一応協定書では3,000万円ということで、最終年度で残りをお支払いするというようになっております。

以上です。

寺田委員長 よろしいか。

溝口副委員長。

溝口副委員長 そしたらこの協定書で文書に書かれている報償費、これ3,000万円というのは平成23

年の10月から平成26年の3月までのことを3,000万円というて言うてるのか、例えば、初年度の平成23年度の10月から3月、平成24年度の3月までが一区切りとして今回の決算に上がっている2,000万円、そして平成24年度の4月から1年ごとではなしに、終了するその平成26年3月かどうか知りませんよ、トータル3,000万円ということで計上されているのか、そして終了後、更に1,000万円というのか、このあたりちょっと明確にしていきたいなと思うんですが。

寺田委員長 芳野室長。

芳野新炉建設準備室長 新炉建設準備室芳野でございます。よろしくお願いいたします。

溝口委員のご質問でございます。今も、増井所長伝えましたように、當麻の方は旧前から協定がございまして、そもそも笛堂の方も合併時からそういうお話がございました。その合併時からのお話と、今、當麻のごみを受け入れいただいて24時間燃やしていただいている、それも合わせまして、今までのご迷惑をおかけしたということで、昨年9月に協定を結ばせていただきました。その内容といたしましては、今申しましたように、平成23年度で2,000万円、25年度末で1,000万円ということで、今までの約40年近いものと、それから今使わせていただいている分と合わせまして、それと実際の根拠の数字は、昨年9月の全員協議会でお示しさせていただいたとおり、外部に委託させていただくと、という数字の報告はさせていただいたと思うんですけども、そのあたりで割り出させていただいた数字でございました。

以上でございます。

寺田委員長 溝口副委員長。

溝口副委員長 もうこれで最後にしますが、少なくとも全体協議会でお聞きしたのは、要するにこの24時間体制で笛堂の地区にご迷惑をかけるという迷惑料として3,000万円という額は聞き及んでいるけど、これの中身、今この2,500万円というのが上がってて、そのうちの2,000万円が平成23年度の執行で上げられたと、ということは後残りその焼却委託を終了する期間まで未納額というのはあと1,000万円という理解でいいんですか。

寺田委員長 副市長。

杉岡副市長 先ほどの芳野室長の方から答弁させていただきました算出の根拠でございます。今現在旧當麻町のごみは全て笛堂の方に焼却をお願いしているということでございます。本来ならばそれぞれのごみ自身は民間の方に持ち寄りまして、笛堂の協力がなければ民間の方々に市の焼却をご依頼するというふうなことになるわけでございます。しかしながら、高度なご理解をいただきまして、民間に委託する場合と、それから今まで従来その焼却に要する費用、その費用を寸借いたしまして、本来ならば1億数千万円のその3年間の委託の費用が出ておったわけでございます。それをいろんな交渉の中で、當麻の方は500万円という形でお支払いさせていただいたことも踏まえまして、今までの新葛城市が笛堂の協力によりまして、利益の得る部分の中からその一部をお支払いさせていただくというふうなことで、交渉させていただいた結果でございまして、過去40年とかそういうふうな今話が出ておったわけでございますが、そうではなく、あくまでもこの焼却の期間、旧當麻のごみを焼却をしていただい

ておる中におきまして、業者委託をするよりも、その協力によって市が受けます利益の中から今現在大字當麻に出させていただいている年間500万円ということも考慮させていただきながら、その期間内の委託ということでお願いをしたと、こういうことでございます。

溝口副委員長 トータル3,000万円やなって聞いている。

寺田委員長 答弁。

杉岡副市長 覚書書交わさせていただき、協定書に書かせていただいております金額につきましては、平成26年3月末までの期間といたしまして3,000万円と、このように掲載させていただいております。

以上でございます。

寺田委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

寺田委員長 なかったら暫時休憩したいと思いますので、よろしくお願いたします。

休 憩 午後4時43分

再 開 午後4時55分

寺田委員長 それでは、休憩前に引き続いて審査を行いたいと思います。

5款、6款の説明を願いたいと思いますので。

山岡会計管理者。

山岡会計管理者 会計課の山岡でございます。

それでは、78ページ5款農林商工費より説明申し上げます。

5款農林商工費では、全体の支出済額といたしまして5億228万7,732円の支出でございます。

1項農業費、1目農業委員会費では1,524万6,108円の支出でございます。主なものといたしまして1節の報酬で850万8,000円でございます。

次に、2目農業総務費では、5,417万5,998円の支出でございます。

めくっていただきまして80ページ、3目の農業振興費では2,922万5,453円の支出でございます。主なものといたしまして、19節の負担金補助及び交付金で2,584万3,265円でございます。

次に、4目戸別所得補償制度推進事業費では1,101万7,018円の支出でございます。

めくっていただきまして82ページ、主なものといたしまして、19節負担金補助及び交付金で560万9,130円でございます。

次に、5目畜産業費では63万8,460円の支出でございます。

次に、6目農地費では7,317万2,360円の支出でございます。主なものといたしまして、15節の工事請負費で4,854万9,350円でございます。

次に、7目休養センター管理費では380万414円の支出でございます。

次に、8目地籍調査費では42万1,429円の支出でございます。

めくっていただきまして84ページ、9目有線放送維持管理費では439万7,946円の支出でござ

ございます。主なものといたしましては、14節の使用料及び賃借料で303万4,164円でございます。

次に、10目団体営土地改良事業費では4,451万9,858円の支出でございます。主なものといたしましては、13節の委託料で409万5,000円、15節の工事請負費で2,559万9,000円でございます。

次に、2項林業費、1目林業振興費では2,338万7,602円の支出でございます。

めくっていただきまして86ページ、主なものといたしまして、13節の委託料で627万9,170円、19節の負担金補助及び交付金で1,659万1,840円でございます。

次に、3項商工費、1目商工振興費では3,272万9,829円の支出でございます。主なものといたしまして、19節の負担金補助及び交付金で1,540万730円でございます。

次に、2目観光費では2,647万4,264円の支出でございます。めくっていただきまして88ページ、主なものといたしまして、19節の負担金補助及び交付金で1,004万3,365円でございます。

次に、3目相撲館費では1,358万7,231円の支出でございます。主なものといたしまして、11節の需用費で275万894円でございます。

次に、4目緊急雇用創出事業費では1億1,035万400円でございます。主なものといたしまして、7節の賃金で1,825万2,386円、13節の委託料で8,980万1,783円でございます。

めくっていただきまして90ページ、5目ふるさと雇用再生特別基金事業費では13節の委託料で5,914万3,362円の支出でございます。

次に、6款土木費では全体の支出済額といたしまして16億3,326万5,752円の支出でございます。

1項土木管理費、1目土木総務費では5,884万7,583円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料で1,297万8,000円でございます。

次に、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費では2,034万9,537円の支出でございます。主なものといたしまして、15節の工事請負費で1,585万800円でございます。

めくっていただきまして92ページ、2目の道路新設改良費では、1億5,911万9,159円の支出でございます。主なものといたしまして、15節の工事請負費で1億4,495万5,100円でございます。

次に、3目尺土駅前周辺整備事業費では、1億3,256万698円の支出でございます。主なものといたしまして、17節の公有財産購入費で5,439万3,438円、22節の補償補てん及び賠償金で5,266万8,600円でございます。

次に、4目地域連携推進事業費では293万1,991円の支出でございます。

次に、5目国鉄・坊城線整備事業費では2,501万6,694円の支出でございます。めくっていただきまして、主なものといたしまして、13節の委託料で229万3,000円でございます。

次に、3項河川費、1目河川総務費では37万620円の支出でございます。

次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費では4,984万7,315円の支出でございます。主なものといたしまして、11節の需用費で204万5,244円でございます。

めくっていただきまして96ページ、2目公共下水道費では28節の繰出金で、9億4,500万円の支出でございます。

次に、3目公園管理費では7,768万5,178円の支出でございます。主なものといたしまして、13節の委託料で4,261万2,923円でございます。

次に、4目街路事業費では9,694万5,610円の支出でございます。めくっていただきまして98ページ、主なものといたしまして、15節の工事請負費で6,628万5,645円、17節の公有財産購入費で1,440万1,998円でございます。

次に、5目地方特定道路整備事業費では、17節の公有財産購入費で338万200円の支出でございます。

次に、6目まちづくり交付金事業費では、23節の償還金利子及び割引料で5,899万4,036円の支出でございます。

次に、5項住宅費、1目住宅管理費では221万7,131円の支出でございます。

以上で、5款農林商工費、6款土木費の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

寺田委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

白石委員 それでは、農林商工業費について、まずお伺いをしてまいりたいと思います。

81ページの戸別所得補償制度推進事業費ということで1,198万円が執行されております。それぞれ費目がありますけれども、生産調整地域調整推進助成金、あるいは景観形成作物災害助成金、あるいは生産調整麦作栽培助成金等この事業の平成23年度の具体的な執行の内容についてお伺いしておきたい、このように思います。

それから84ページの9目の有線放送維持管理費であります。平成23年度の事業執行についてご報告を、ご説明をいただくとともに、予算、あるいはこの間決算で指摘をしておりますけれども、トランペットが3,990円でしたか、そういう費用負担の問題含めてどのように取り組まれてきたか、この点もお伺いしておきたいと、このように思います。

寺田委員長 2点ですか。

白石委員 もう2点にしときます。

寺田委員長 まず1点目、池原課長。

池原農林課長 農林課の池原です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご質問いただきました戸別所得補償に係ります生産調整地域調整推進助成金、並びに景観形成、生産麦作につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

平成23年度実績といたしまして生産調整地域調整推進助成金といたしましては、転作達成者の野菜、花等が対象となり、806件で作付面積1万2,727アールでございます。

景観形成作物栽培金としまして、コスモス、ひまわりが対象となり、作付面積272アールで81万6,452円であります。

同じく生産調整麦作栽培助成金といたしまして、30件で作付面積649アール、金額にいた

しまして97万4,580円であります。

以上でございます。

寺田委員長 菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課の菊江でございます。

ただいまの白石委員の質問に対してご報告させていただきたいと思っております。

有線放送設備の設置状況につきましては、平成23年度におきましては修理出向件数が173件でございます。また、スピーカーの購入に当たりましては70台、うち売り払いということでお渡ししたのが66台、現在、平成23年度末現在で所有しておりますスピーカー台数としましては76台ということで、常に市民の方からお申し出等がございましたら対応できるように準備を整えておるところでございます。また、スピーカー代金が3,990円ということでございますが、平成21年度におきましては4,620円消費税込みでございまして、それから少しでも負担が少なくなるようにと、業者と市役所とがご相談申し上げ、少しでも安価にということと3,990円消費税込みという形に平成22年度からさせていただいております。

なお、常々ご指摘いただいております旧當麻町の防災行政無線と旧新庄町の有線放送の不均衡についてでございますが、最近のそうした情報通信関係のシステムが刻々と変わってまいっている状況の中で、少しでも市と市民の方が情報交換等ができる、そうしたシステムということで検討を重ねておるところでございます。

また、防災行政無線につきましては、約定価ベースで10億円ほどかかるという業者の見積もりをいただいておりますが、非常に高額でもございますので、他の事業の推移状況も勘案した中でご検討させていただきたい、このように考えておるところでございますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 それぞれ課長からご説明をいただきました。戸別所得補償制度推進事業費という形で、支出の分についてそこしか聞かなかつたからそういう答えなんだろうけども、やはり事業の趣旨というのは生産調整ということですので、どの程度の生産調整をされて目標にして、それが達成されているのかどうか、そのことに対して実際に所得補償として十分な所得補償がなされているのかどうかということが検証されないと、数字だけを報告されても理解できないわけで、今政府が戸別の所得補償制度を決めたわけですから、それがもう3年目になるのかな、3年目でどのような効果が出ているのかいうのをお示しをいただきたい。単なるこれは減反政策ではないわけですから、戸別補償をしていこうということで、ちゃんとした補償になっているのかどうか、その点をお伺いしておきたい。そのことによって、いわゆる米価が維持されているのかということも含めてお伺いしておきたいと、このように思います。

それから、有線放送の維持管理の問題であります。これも毎回ここで議論をして、こういう不平等、不公正なことはできるだけ早く解消するということが求められているというふうにするんですよ。課長が答弁されたように、新たな設備を、大規模災害も耐え得るような、そ

ういう情報伝達手段を構築していくという提案も、これは1つだと思う。やっぱりそれは10億円かけてでもやる必要があると思う。私は、そこまで言ってないわけだから、無線ですから受信機が1個あれば、これは別に電線引っ張ってしなくて済むわけですから、この端末だけの値段で済むわけですね。それ、4万円ぐらいでしたか。

(「3万2,000円」の声あり)

白石委員 3万2,000円でしたか、一方では有線放送のトランペットは4,000円近くかかっているわけでしょう。それだけじゃない、これはやはり軒先から部屋の中までの工事費がかかるわけです。この3,000、4,000円弱の負担、これ新しい平成23年度の設置では66基ですか。言いましたかね。

(「はい」の声あり)

白石委員 これ、その分ですね。ちゃんと、これ貸与したらいいじゃないですか。そして軒下から工事費、これだって助成をしたらいいじゃないですか、制度つくればいいじゃないですか。当面の間だけでもやっぱりそうやって改善をするということが私は必要じゃないのかと、それは近い将来、それこそ大災害に備えて1本化していくというのは当然大事なことですけども、私はそういうことは言ってないわけで、これは解決できる問題じゃないですか。そうでしょう。だから、そういうことを、幾らかかりますか、66個の4,000円、標準的な一戸建ての家で、軒先から室外に引けばどの程度の費用がかかるかわかりますか。

寺田委員長 菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課菊江でございます。

1件当たりに要します配線等の工事費につきましては、1万2,000円から1万5,000円程度だと思われま。

以上でございます。

寺田委員長 所得補償の方。

課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。

ご質問いただきました戸別所得の3年たちました執行状況なんですけれども、平成23年度におきまして42.58%の転作目標に対しまして、葛城市としましては40.18%ということで達成は割れております。ただし、奈良県は北海道に次ぐ転作が全国で2番目に高い県でありますので、現在におきまして農協と県の方が国の方とも交渉して、できるだけ転作達成率を下げていただきたいという形の中で交渉しているところでございます。それと、米価に対する状況はどのようになっているかといいますと、平成23年度におきまして、当初1万3,000円で農協の方が買い取り出たんで、1万2,000円が出たんですけれども、最終1,500円上乗せになったということで、1万3,500円の農協の買い取りになっております。平成24年度につきましては、現在1万4,000円ということで応募がかかっているということで、米価につきましても、おとしに比べていったら徐々に上がってきているという中で、これにつきましては、戸別所得につきましては、生産農家、販売農家自体を重視していく中で、やはり米以外の農家についてもやはり戸別所得申請がふえてきているのも現状であり、その辺で戸別所得その

ものが農家に対して徐々に浸透してきているという形で、私どもは考えております。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 まずこの戸別補償の問題でありますけれども、実際には未達成だということでありまして、この未達成の場合はどのような影響があるのでしょうか。その点ちょっとお伺いしておきたいと思います。

寺田委員長 池原課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。先ほどはすいません。未達成の場合の影響なんですけれども、現在の時点では何の影響もございません。ですから、これにつきましては、農家個人で達成するしないを決めていただきますので、達成しなかったよというペナルティそのものは一切ありません。

以上でございます。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 そういう意味からすれば、3年間で戸別補償そのものが一定定着をし、申請もふえてきているということなんですね。課長の評価からすれば、米価も上がってきているということで、いわゆるこの自民党時代の水田農業対策推進事業とかいろいろありましたよね。そういうその制度からすれば、これは成果としてどのように比較、検討して、評価をしたらいいのか、どう評価されているのか、その点お伺いしておきたいということが1つ。

それから、有線放送の件であります。4,000円と1万2,000円から1万5,000円ですから、1万6,000円から1万9,000円で平均してその費用があれば有線放送のトランペットが設置してできるということであります。年間平成23年度は66個ですから、これを2万円と考えれば、132万円ぐらいでまあまあ平均的なところでは実現できるということになると思うんですが、それで行けるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

寺田委員長 池原課長。

池原農林課長 すいません。成果としてなんですけれども、そこの指標といたしましてはやはり戸別所得が始まりまして、販売そのものに力をかけておられると、国としては、ですから、今まで市場任せという形だった販売が、各地でいろいろな流通先、マーケティングを探して来られているのが現状やと思います。その辺が各農家にとって生産意欲が駆り立てておられる。ですから、道の駅、また戸別の販売、また通信販売等、いろいろな形の中でマーケティングを探られておられますので、その辺がやはり農家の生産振興にものすごく寄与されているという形で私の方は判断させていただいております。

寺田委員長 菊江課長。

菊江生活安全課長 生活安全課菊江でございます。

ただいま、白石委員からのご質問でございますが、平成21年度では68台、平成22年度では40台、平成23年度は66台ということで、平均ちょっと多目にいたしまして70台ぐらいということで考えますと、140万円ぐらいで行けるかどうかというところでございます。

以上です。

寺田委員長 白石委員。

白石委員 もう政権が変わってからの戸別補償という形でどういうふうに推移をするかということで見えてきたわけでありましてけれども、基本的には確かに課長そのものは生産農家が意欲を持って販売、マーケティングに力を入れてやっていくようになってきたということだと、その所得補償、戸別補償いうものはやっぱり一定の魅力になっているのではないかということだというふうに思います。

現政権との比較については、それはなかなか評価しがたいでしょうから、これはご答弁をいただくということは私もいたしませんけれども、基本的にはやっぱり日本の主食である米ぐらいしっかり生産をし、これ主食なんですよ。今、本当に世界はどういう状況になっているかというたら、もうアメリカでは大干ばつが起こって、穀物、とうもろこし等が急騰している、もうそのことによって日本経済が酪農含めて大変な状況に陥る、中国でももう食糧が調達する国になって世界から食糧を買いあさる、こういうふうな状況になっている中で、日本は生産調整をしてるんです。米価の維持をする、一定農家の経営を支援するということがなんですが、全くその食糧政策がない、農業政策はない。ないじゃないですか。こんなことしてて地域の農業が発展をするはずがない。そこへ持ってきてTPPに加入しようっていうんでしょう。この農協、JAは組織を上げて反対をしておりますけれども、こういう努力をして生産意欲をそれなりに駆り立ててしているという状況で、その一方で、もう大変なことをしようとしている。課長にこれを評価をせえというのは無理な話ですけども、何でJAはTPPに組織を上げて反対をしているんですか。ご理解していただけますか。その本議会もこのTPPの参加については、反対の決議を上げています。日本の農業をだめにするということをしているんです。一方でそういうことをしながら、所得補償でそういうことをやったって、それこそ焼け石に水のことをしている、全く農業政策、食糧政策がないじゃないかということをお私に言いたいわけなんですね。たしかに、1万4,000円、これほんまにちょっと改善してる。私は少なくとも1万8,000円以上はないとやはり生産費は賄えないんじゃないかというふうな認識は持っているわけですけども、それはなかなか難しいにしても、そこをどうお考えか、一生懸命やられていたら、ほんまに課長の姿を見てたらもう道の駅も大変だし、ほんまに頑張ってくれてんのにと思うんですけども、その頑張りを本当につぶすようなことをやっぱりやってるんですね。そういう点でそれを課長に聞くのは酷な話ですけども、しかしやっぱり聞いとかなきゃならないというふうに思います。

有線放送の件です。これはもうあとは理事者の判断でしかない。そういうことですね。140万円、平均ですけど、当然それは軒先から室内まで延長せないかんわけですから、その費用はそれはそれぞれ規模によって大きさによって違ってくるというのはわかりますから、それはまたどう対応するかは考えていただいて、あとはそれこそ数億、10億かけて新たな施設をつくる、それはそれとしてしっかりと計画していただきたいと思うんですが、当面のこととしてよく副市長が言う平等性、平等性、こういうことからしたら、まさにその平等性に欠けるではないかというふうに思いますので、この点は理事者の判断でしっかり要求を上げていただいてしていただきたいと思います。

寺田委員長 答弁よろしいな。

白石委員 はい。

寺田委員長 ほかにございませんか。

西井委員。

西井委員 ちょっと白石委員の関連として、戸別補償制度の制度で受けてる農家の参加率というか、その率ないしは農家戸数とその戸別補償制度へ入っておられる農家の数と、もしわかるんやったらちょっと先教えてもらいたいと。

寺田委員長 課長。

池原農林課長 農林課の池原でございます。

ご質問いただきました平成23年度の戸別補償の申請件数なんですけれども、本市の総農家数2,017名に対して270名の申請がありました。今年度の実績といたしまして、米の所得補償交付金の該当者は153件で対象面積は30.88ヘクタールです。交付金額は463万2,000円になります。水田活用の所得補償交付金につきましては、戦略作物助成といたしまして31件で、対象農地が12.41ヘクタールで717万3,500円です。同じく産地資金助成といたしまして132件で対象農地面積が37.59ヘクタール、511万9,300円になります。二毛作助成といたしまして、1件で対象農地面積が4.45ヘクタールで66万7,500円でありました。また、畑作物所得補償交付金として、麦、菜種の収穫数量が対象となり、2件で79万6,750円でありました。

以上が、国の戸別所得の実績であります。

以上です。

寺田委員長 西井委員。

西井委員 いろいろと詳しく報告をしてもらいまして、ありがとうございます。

まず、農家戸数が2,000件余りと、270件しか、これ、先ほど白石委員の質問にもあったように、また池原課長より休耕転作の奈良県が非常に43%やったかな、47%やったかな、43%かな。非常に休耕転作が過去転作作物の加減でふやされていると。戸別補償制度するとしたかて、国自身が過去のことを余り言うて減らされると、結局戸別補償制度へ厳しい中やのに1割ちょっとしか同じ補償制度をもらわないということは、葛城市の農家が非常に損害というか、せつかくの制度を受けられにくくされているというように私思いますが、これ、葛城市の中で論議しても仕方がないことやということで、またそれについては、葛城市は奈良県全体の農業関連の中で、やはりもうちょっと休耕転作の面積をどないかしてくれということを要望するとおっしゃっておられたけど、強硬に市長も含めて要望して、農家のためになるいろんな国の制度が農家が本当に恩恵が受けられるような制度を受けれるようにしてもらいたいということで、ちょっとその辺で市長もこれからの考え方として、思いをおっしゃってもらえたらと思います。

寺田委員長 市長。

山下市長 確かに先ほど課長が答弁をいたしましたように、奈良県の場合は、北海道に次いで転作率の目標値が高い、全国で2番目に高いですね、43%。全国平均としては33%ぐらいですから10ポイントほど高いということ、かなりほかの都道府県は3分の1程度でいいのに奈良県の

場合は4割以上転作をしなきゃならないという目標値があるということで、これはもう県の方にも知事が恐らく知っておられると思いますけれども、やはりみんなでこの奈良県内、葛城市も含めてですけれども、農家の権利というのを勝ち取っていかなければならないというふうに思います。きょうはこの委員の中にも党の議員もいらっしゃると思います。それぞれの党の中でこの話題、課題としてとらえていただきまして、奈良県だけが不当に高い転作率を強いられているというところを県民の運動というか、全県的にやはりこれは中央に訴えていって、少しでも農家の負担を軽くしていく、そして成果をきちっと国が所得補償していただけるんやったら、それを受けていただけるようにしていくというふうに私も中央の方に働きかけて努力をしてまいりたい、皆さん方にもぜひご協力を賜りたいというふうに思っております。

寺田委員長 ほかにございませんか。

岡本委員。

岡本委員 今、農林土木ということであるわけでありまして、平成22年度の繰越し4億1,900万円、4億2,000万円ほどあるわけですね。その中で、農林土木3億4,000万円ぐらいの繰越額になっている。今、決算きちっとは見えてませんが、どの繰越しにつきましても、皆上がっておるといふような実態であるわけです。先ほど財産管理でもお聞きさせていただきました。いわゆる使った分だけに対して補助金をいただくんやと、あとはいただきませんと、こういうふうになつとるわけですが、やはり事業については市長が率先して東京へ行って補助金たくさんもろうてきた、その補助金を使われない、なぜ使われないねん、ひどいところやったら補助金返還してる、こんな状態で市長が率先して補助金どんどんもらいに行って、大きな補助金が入ってきて使われへん、言葉悪いですけど、そこら市長どうですか、これ。私は、繰越しというのは先ほど言うたように100%繰越したら金を使う、そんな言い方してないけども、ここに建設省の矢間部長もおられますけども、繰越しをする、必要やから繰越しをするというのが大原則やと思います。いわゆる契約の場合の契約繰越、これが基本や、ところが実際契約繰越できてない。しかしながら、やはり契約差金もあるわけですから、そんな差金が残るといふんやったらええけども、例えば繰越した金額の半分しか実際執行されてないとかんたってきたら、何のために繰越制度を利用して次の年に送るんやということになってくる。平成21年の決算からずっとそうなつとる。私はそんな偉そうな能書き言うんやないけど、私は市長が気の毒やと思うとるんですわ。東京へ行って、省庁へ行って補助金もろうて来てます、県へ行ってもろうて来てますでせんどに言うてはるわけや。せっかくもろうてきた補助金を、返します、使いません、これ市長どうですか、今後。どういうふうな考え方でやっていきはりますのん。

寺田委員長 山下市長。

山下市長 新市建設計画の事業の遅滞という中で、私が市長になりましてから今まで全く動いてなかった事業も動かさせていただいたところもございまして、その分で事業計画を出させていただくということがあったと思います。確におっしゃっていただいておりますけれども、予算を執行できてないというのはこちら

の体制のところでお叱りをいただくのは当然のところかと思えますけれども、事業計画を立て、その計画を進めていかなければ、合併特例債等を使った事業が推進できなかったという部分もございますので、そのあたりはこれからしっかりともう一度帯を締め直して、しっかりと事業を推進できるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

寺田委員長 岡本委員。

岡本委員 市長、うまいこと答弁をしてくれはって、合併特例債という話は、今聞いてんのは街路とか合併特例債が入ってないやつばっかしを聞いとるわけやさかいに、確かに民主党になっていろいろな補助制度ができてきているわけですよ。そやからやっぱりもうた金というのは使わなあかん。やっぱり有効に使わなあかんわけやから、私は前にも言うたように、こっだけ繰越しをして、使われへんと言うたら言葉は悪いかわからんけど、補助事業1年一服したらどうですかという話もしてるわけやけど、なかなか聞いてもらえない。そのままずっと補助金をつけて毎年毎年繰越しをしていく、国の施策も悪いとは思いますが。3月に補正をして繰越ししてもよろしいよというのもそれはあるわけです。ところがそうであれば、繰越した次の年にやっぱり消化をすべきやと、ところがそれを消化をせんと、そのまま置いとく、私は何でそれを言うかいうたら、やっぱり今の制度上で職員がそうであったらええけども、政権変わって元の自民党みたいになって、がしゃつと締めつけられて、補助事業も今のようになんか簡単なもらえんようになった時期に職員の考え方がすぐ変わるか、今職員はあかんだったら返したらええねんというふうに、極端に言うたら考えだと私は思うと、そやけども締めつけられたときにいかに補助金をもうてきて、その補助金を有効に使うかという癖をつけとかないと、私は先で本当に職員が困る時代が来るん違うんかなと思うと、言うわけやから、今、きょう決算ですんで、できたら平成25年度予算組まれるときに余り大きな繰越しがしてある事業であるとしたら、私は1年ぐらい休んでやっていってもうた方がええん違うんかなと、そうしないと、今の平成23年度の繰越しもかなり大きな繰越金額、何億、今年以上に繰越しをしとるわけやから、だから私は消化できへんと思うんです。その辺市長どうですか。

寺田委員長 山下市長。

山下市長 ありがとうございます。しっかりと職員の考え方も含めて今お言葉をかけていただいたわけでございます。しっかりと国から与えていただいた補助金、それをきちっと遂行できるように今一度、職員一同、我々一致団結をして事業の推進に取り組んでいくようにしてまいりたいというふうに思います。また、街路事業ももうめどが立ちましたので、これもようやく長年の懸案事項の解決、一番最後のところ、仕舞をさせていただくことが今年度中にできますので、それをご報告をさせていただきながら、今、かけていただきました言葉、しっかりと肝に銘じてこれからも方法等考えてまいりたいというふうに思っております。

寺田委員長 岡本委員、よろしいか。

岡本委員。

岡本委員 ものすごい市長きついけど、今言うた平成25年度予算のときに繰越しの金額を見て、例えば国鉄坊城線、あるいはほかの尺土の駅前とかありますやん、事業がまだ続いていきますや

んか、その中でもう思い切ってますわ。1年1年一遍休憩をして繰越しを消化して、例えば平成25年に補助申請せえへんのやったら、平成26年度には、倍いうたらおかしいけど、そのぐらいでももろてする気はないでっかと聞いているわけなんです。街路事業も今年できますと市長言うてくれはったから、ありがたいなと思うてます。それを見守っていきたいと思うてますねん、街路事業もこの3月までできるかどうか、その辺をお聞きしたいというふうに思います。

寺田委員長 山下市長。

山下市長 今の意見、参考にさせていただきながら、次の予算編成できるように、いろいろと知恵を絞ってまいりたいというふうに思っております。

寺田委員長 わかりました。ここでお諮りいたしたいと思いますが、本日はこれにて委員会を終了したいと思しますので、よろしく願いいたします。

なお、20日午前9時半より委員会を再開いたしますので、よろしく願いしたいと思ます。

本日はご苦労さんでございました。明日もよろしく願いします。

延 会 午後5時40分